

ISM メーリングリスト過去ログ

Ism-study.1～ism-study.20

[ism-study.1] Let's Begin the "ism-study"!	1
[ism-study.2] On the Contents of the Regular Meetings[57,58]	2
[ism-study.3] On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)	3
[ism-study.4] Re: On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)	11
[ism-study.5] Re: On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)	14
[ism-study.6] On the "Person" etc.	16
[ism-study.7] On "New Liberalism" etc.	18
[ism-study.8] Re: On "New Liberalism" etc.	22
[ism-study.9] Re: On the "Person" etc.	23
[ism-study.10] Re: On "New Liberalism" etc.	24
[ism-study.11] Re^2: On "New Liberalism" etc.	25
[ism-study.12] Re: Re^2: On "New Liberalism" etc.	28
[ism-study.13] Re^4: On "New Liberalism" etc.	30
[ism-study.14] Re: Re^4: On "New Liberalism" etc.	32
[ism-study.15] Re^2: On the "Person" etc.	33
[ism-study.16] Re^2: On the "Person" etc. [PS]	38
[ism-study.17] Re^3: On the "Person" etc.	38
[ism-study.18] Re: Re^2: On the "Person" etc.	41
[ism-study.19] Re: On the "Person" etc.	43
[ism-study.20] Re^4: On the "Person" etc .(1)	43

[ism-study.1] Let's Begin the "ism-study"!

投稿者： 今井 祐之
投稿日時： 1999/06/30 10:58:04
修正日時： —

元発言

元発言はありません。

コメント

コメントはありません。

ISM 研究会の皆さん、今井です。

このメーリングリストは、共同研究を行うためのものです。どのように進めればいいのか、まだ模索中です。今後、経験の中から、最適なやり方を見出していきたいと思います。取り敢えず、今のところは、立教大学で行っている例会を後追いするような形で、例会で取り上げられたテキスト・テーマに基づいて、進めていくことから始めたいと思っています。

今年度の研究会では、これまでに奥村宏著『株主総会』とドラッカー著『明日を支配するもの』を取り上げました。そこで、最初は『株主総会』の検討から始めたいと考えています。せっかくなので例会でレジュメが配布されたのですから、このレジュメを参考にしながら、議論を進めます。株主総会の問題については、そして特に奥村さんについては、神山さんが最も詳しいと思いますので、最初に神山さんに簡単にコメントしていただきたいと思います（既に根回し済み>>宜しく願いいたします、神山さん）。

会員が、あるいは各地に散らばってしまい、あるいはいろいろと忙しくて、なかなか例会に出てこれないという状況のもとで、時間と空間とを相対化してバーチャルな研究会を持つというのが、この ism-study というメーリングリストのそもそもの主旨です。ですから、普段なかなか例会に出てこれない方が積極的に発言して下さると、このメーリングリストは成功したことになります。どうか宜しく願いいたします。

この ism-study に投稿するのは (ism-topics に投稿するのと同様に) とっても簡単です。

ism-study@mla.nifty.ne.jp

宛にメールを送るだけでいいのです。それだけで、参加者全員に自動的にメールが送られることになります。ただ一つ、ism-topics と ism-study とではアドレスが違います。それだけご注意ください。

[ism-study.2] On the Contents of the Regular Meetings[57,58]

投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/07/04 01:48:31
 修正日時： ———

元発言

元発言はありません。

コメント

コメントはありません。

以下の部分は、ISM DataBase Application 用に例会での議論の内容を簡単に紹介したものです (ISM DataBase Application の新しいバージョン——と言ってもマイナーバージョンアップですが——については、もう少しお待ちください)。文責は今井にあります。例会になかなか参加することができない方は、レジュメだけでは、議論の内容が解りにくいかと思ひ、ここに掲載することにいたします。

1.第 57 回 (『株主総会』第 1, 2 章)

今回は、『株主総会』の前半部分について、検討を加えた。

第一に、株式会社の空間的な特殊性が問題になった。著者がこの著書を書いた真の意図——資本主義一般を批判するというのが目的なのか、それとも日本の資本主義を批判するというのが目的なのか——ということが問題になった。報告者は基本的には後者の側面からこの著書を理解した。また、その側面から、日本資本主義の特殊性に目を奪われたあまり、資本主義一般において株式会社が占めている位置を見失っていないかと、報告者は奥村の主張を批判した。しかし、このような態度はそもそも一貫し得るものではなく、奥村自身、しばしば前者の側面から資本主義一般を批判している。そこで、出席者からは、後者の側面こそが奥村の真の意図ではないかという疑問が提出された。

第二に、奥村は日本資本主義の特殊性を強調するあまり、株式保有の法人化現象と機関化現象とを本質的に区別しようとしているようである。これに対して、報告者から次のような疑問が提出された。——資本主義的生産ではそもそもエージェントはプリンシパルから自立化するのであって、この点では法人化現象は機関化現象から本質的に区別され得るものではなく、両者の区別は実は量的な差異であるのに過ぎない。いやそれどころか、人格化論におけるエージェントの自立化は、物象化論における資本の自立化に基づいている。

第三に、この著書の位置付けが問題になった。株式会社論を株主総会論として展開しようとしているということがこの著書の独自性であると、報告者は述べた。しかし、奥村自身は、かなり曖昧な表現を用いている。そこで、出席者からは、そのような解釈は成り立たないのではないかという疑問が提出された。

第四に、株式会社の時間的な特殊性が問題になった。奥村にとっては株主総会論こそが株式会社論であるということを前提にして、報告者から次のような問題が提起された。——奥村の株式会社論は擬制資本ではなく実物資本が発点になっているのだが、しかしそれを直接的生産過程で機能している実物資本としてではなく、株主総会として機能的に表出する実物資本として展開している。従ってまた、奥村にとっては、バーリ及びミーゼンズと同様に、アメリカの経営者支配現象は、生産の大規模化に伴って株式会社が生まれつき持っている本質的特徴ではなく、会社そのものの大規模化に伴って——そしてまた株主の多数化に伴って——20 世紀になって初めて出現する時代的特徴になっているの

ではないか。

2.第58回(『株主総会』第3,4章)

今回は『株主総会』の後半部分について、検討を加えた。

第3章については、報告者から次のような問題が提出された。——奥村の論述の筋道は非常に解りにくいが、それは奥村が次の3点について、理論的に区別されなければならない2つの問題を混在させ、同時に論じてしまっているからである。すなわち、(1)“株式会社の主権者は誰か”という問題においては対立項をなすのは株主と経営者とであるのに対して、“株主は誰か”という問題においては対立項をなすのは法人株主と個人株主とであるから、この二つの問題は区別されなければならない。(2)株式の分散・集中という問題においては対立項をなすのは大株主と小株主とであるのに対して、株式所有の主体という問題において対立項をなすのは法人株主と自然人としての株主とであるから、この二つの問題は区別されなければならない。(3)会社の支配という問題についても、会社の現実的過程に対して行う支配と単なるチェックとは区別されなければならない。

第4章については、報告者から互いに関連し合う次のような問題が提出された。——(1)結局のところ奥村の展望は株主総会の活性化にあるのか、それとも大規模株式会社の解体にあるのか。(2)奥村がこの第4章を書いた理由は、異常な日本資本主義を正常な資本主義に近付けるということにあるのか、それとも株式会社一般の危機を説くということにあるのか。(3)奥村の立脚点は株主としての私的所有者の立場にあるのか、それとも民主主義の立場にあるのか。

株式会社論を奥村は理論的に考察しているわけではない。そこで、理論的に考察する場合に必要な基準——そのどちらをとるのかで結論が全く異なってしまうような選択肢——が参加者によって整理された。

これだけでは、なかなか議論の内容が解りにくいかもかもしれません。以前は浅川さんが議事を録音していたのですが、今年度はちょっと浅川さんのMDが壊れてしまい、研究会としては録音していません。その代わりに、高橋くんが何回

かの分を録音していらっしゃるの、これを強制収用(とは言ってもダビング)して研究会資産にし、希望者にお貸ししたいと思います。もう少しお待ちください。

それでは、神山さんのコメントがアップされ次第、始めたいと思います。

[ism-study.3] On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)

投稿者： 神山 義治
投稿日時： 1999/07/21 21:30:25
修正日時： ——

元発言

元発言はありません。

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.4] Re: On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)	今井 祐之	1999/07/22 06:42:53

奥村『株主総会』コメント

神山です。

皆さん：

コメントの up 遅れてすみません。ism-study をはじめましょう。

気楽に意見、質問が出されるよう、私のコメントから始めさせていただきます。字数を減らすため、です・ます調は用いませんので、レジュメだと思ってお読みください。

佐々木さん：

中大関係の呑み会で、「奥村氏は結局彼の枠組を前提している、この枠組が問題だ」と批判的なことを述べたら、さる先生から窘められたとおっしゃってましたね。ここでは遠慮は要りません。以下参照して再バトルの準備をどうぞ。

奥村宏『株主総会』（岩波書店、1998年）をめぐる、今井氏の報告レジュメ（99年04月25日）および窪西氏のレジュメ（5月9日）をもとにしたコメント

キーワード；社会認識の崩壊（二元化）、講座派、段階論、所有による支配と資本による支配、資本の能動性、物象化、人格化、私的所有とその止揚、私的労働とその止揚、株式会社、所有の法人化と機関化、ハイエク、株主を通じた企業規制、グリーンポートフォリオ、コーポレートガバナンス、PL法、企業の公共性、資本主義の過渡期性。（実際には言葉として使っていないものもあるが内容的にこれらがキーワード）。

目次

- 1 資本主義が現代の問題。なぜ株式会社か。
- 2 思考の破産から、システムの自己批判へ
 - (1) 奥村は時間と空間を恣意的に囲込む。局地化する思考の破綻。
 - (2) 「政治的幻想」の主体化
 - (3) 「事実」主義の欺瞞
 - (4) 奥村の帰結と展望

以下では、奥村的思考「法人資本主義論」について、把握の際の、A「日本」の孤立化、B「所有」の孤立化（起点化）、C「事実」の孤立化＝枠組の孤立化、の3つの孤立化とその破綻に絞って整理したい（上の目次の（1）から（3）にあたる）。

1 資本主義が現代の問題。なぜ株式会社か。

私なりに株式会社の問題圏を簡潔に確認することから始めてみたい。

経営者の監視を問う「コーポレート・ガバナンス」論は、企業不祥事、外国人投資家の増加、国際化との絡みで今や1つの社会常識だといっていい。この議論の中心論点は、会社は株主のものか、多種多様な利害関係者のものか、「公開会社は誰のもの」かを問う「会社主権論」および「監視」「チェック」[*1]にある。自民党法務部会の委員会も「企業統治」に関して「商法」「改正

案」を発表したが、それは「株主利益の最大化」を謳いつつ、財界からの要望を受け、株主代表訴訟の「適正化」を盛りこんでいる[*2]。建前は株主のもの、実際にしているのは株主権の剥奪。商法に合致する建前としては、「株主主権」でなければならない、しかし、効率的な資本運動にとっては、企業の分割・統合の迅速化、ノイズ（配当、株主の意思）の少ない経営の必要などから、株主主権は徹底して空洞化しなければならない、というわけだ。だが、私有財産制度は、会社を労働者のものでないとする、資本自身の重大な前提なので、看板だけは下せない。

*1 末永敏和「コーポレート・ガバナンス」『ジュリスト』第1155号、1999年5月、122ページ。

*2 日本経済新聞、6月30日。

同じことは、消費者問題でもいえる。施行から4年経つPL法も、訴訟は20件足らずで、事故があっても、企業が個別に「和解金」プラス「秘密条項」で解決するため表面化していないという[*3]。『週刊金曜日』の「シリーズ買ってはいけない」という営業妨害シリーズでは、商品の成分が「企業秘密」だという例がよく出てくる。生産者も消費者も対等で、プライバシーは守りあう、という私有財産制度の無内容な適用は崩れた。しかしかつ無くせない、のである。

*3 朝日新聞、7月17日、夕刊。

生産は、私有財産というスポットの中だから「覗くな!」。同時に、生産は制御されない公共物だから、公共物として「開け」。どちらの局面も全体になりえない。全体は、相反する局面のなす1つのものである。一方が現実で他方が私見・アイディアなのではない。あるいは一方が歪んだシステムで、他方が完成した世界の潜伏、解放拠点なのでもない。およそこういう二元論は、社会の崩壊の一般的な姿にすぎない(20世紀マルクス主義もその1つ)。

制御されざる公共物とは、社会化された生産である。しかし、自由な諸個人のものとして制御されていない。会社だけではない。環境、世界市場、経済の金融化と情報化、カジノ化、政治、科学、貨幣、など現代の諸問題は、すべ

て、社会的生産の姿であり、誰のものか問われているのである。この問題の起点はどこにあるのか。貨幣である。貨幣がこれらの社会的生産の姿を自分の増殖に結びつけながら、これら公共性について「誰のものか」問題化しているのである。貨幣とは、人々の孤立と自由を支える、彼等の連続性なのだが、彼等はこれに責任を持たない。「マネーの暴走」とは、連続性の力の暴走であり、「企業の暴走」とは、マネーの自己増殖に寄せられた人々の集合力の暴走である。社会を編込むこういう貨幣を「資本」という。とするならば、およそ、21世紀問題と名づけるべき問題群は、すべて資本主義の問題である。環境と資本の対立（地球規模での科学的制御を可能とする柔軟かつ機動的な合意の在り方が要請されつつ、産業の惰性的利害、生産性の世界的な不均等な配分、不況となれば環境問題より雇用問題が深刻化する成長主義的産業システム、が制限）、資本の姿としての「市場」の暴走（投機活動による国民経済の破綻、「グローバル」化・「メガ・コンペティション」の展開、一国社会主義ならぬ一国福祉国家の解体）、「企業」の暴走（企業が政治を買う、株主の疎外＝主権者の不在の世界）など。こうした問題をすぐれて、今井さんも言うように「個別資本」、の形として露にするのが株式会社なのである。

21世紀問題は、「近代」の問題設定の復権である。

21世紀に、物理時間として時間が経過すること、社会的事情としても新たな複雑化や形態化が現れることは、それ自体として社会システムの運動原理の転換ではない。それらはシステム枠組の「契機」にかかわるのだ。「マルクスはデリバティブを知らなかったのが古い。枠組を捨てよ、新段階の理論を作れ、理論をやめよ」。こういう言草の特権性と不毛さこそ20世紀をかけて知るべきことであった。

マネーや企業の力とは、近代の自己意識に対して、疎外されて形成される社会実体のことだ。この実体の再獲得こそ近代の社会解放の課題である。これこそ、マルクスが、初期に「政治的解放から人間的解放へ」と宣言し、資本論で「天賦人権の楽園」自由な私的所有から資本主義的な取得法則への「転回」と呼んだ内容にほかならない。

国王の正統性が崩壊し、人々は、新たな国家枠組を作り、国王の支配から自由になった。政治的国家から分離した、自由な市民たちの社会が成立した。しかしこれが転回して、自由な市民たちの社会における国王であるマネーとその姿としての企業、これの正統性がいま問題化しているのである。

より細かく言換えよう。A 個別性。王権としての共同体（命令を介した社会的生産）を喪失することで、個人は個人として解放された。自由な商売の発展にとって、王権的所有は邪魔である。人々は、自分の労働にもとづく私有財産の持主として、自由な市民である。私有財産は自由の源泉という考えが成立つ。あらゆる個人は、労働者も株主も、資本家も、この自由な個人である。哲学上は、デカルト的自我、社会实践上は、個人たることを楽しめる孤独な近代人（野蛮かつ無媒介な集合人でない）はこの自由な個人である。交換は国家を前提せず、人を自由な法的人格にしたが、しかし交換の流通への全面化は、交換という由来を消し、主権在民システムの想定に屈折して、人を自由な主権者、人権主体にする。この個別性という項そのものを否定すると共同体主義への逆戻りである。B 普遍性。近代的個人の対極の、彼等の社会基盤、連続性が、交換から生まれる貨幣である。C しかし、貨幣が想定する私的生産を、貨幣が自ら自分の過程として立てるとき、その私的生産とは、買って来た労働力の組立てを含む。金儲けのため、従業員組織が成立してしまう。貨幣の持主のプライバシーの中に、何と、生きた個人（もちろん社会的な個人としては社会は近代的自由人として認知する）の共同空間、公共的な空間ができてしまうのだ。資本を守ることに、即、私有財産制度の空洞化である。経営者支配現象は、株式会社に定着するが、株式と関係無く、可能性ならすである。私有財産の承認は、労働を想定するだけで、そこから浮き上がった単純流通でなされるから、はじめから、私有財産の境界壁とは、労働世界そのものという中身に無関心だったわけだ。D 私有財産の外側で、共同空間を深化するのは、この資本の展開の媒介である。工場法、社会保障、教育、社会資本、ケインズ主義国家、福祉国家。E 株式会社。私的所有者をなしている社会的な関係性を、株主、法人、経営者、というように解きほぐして、株主の總會を立てて株主の総意のもとに統一する、これが株式会社であるが、資本運動の展開はご主人様の株主を単なる資金源に貶め、不要のものとしてしまう。しかしこのせいで、不断に資本は自分の正統性が揺らぐこととなる。会社は株主のものだった、しかし、今は株主のものではない、持主がいない生産は誰のものか、と。資本にとって株主は大前提である。株主のものでなくなったら、私物から、たちまち公共物になってしまい主権在民システム（唯一の合意による統合システム、共通了解）によって直に規制されるからだ。労働する諸個人は、自分の合目的な対象的活動の媒介性を、他人たることによって媒介する。彼等の対象も活動も組織も

普遍性も全部他人のもの。労働力の自由な私的所有者、自由な契約主体として登場した労働する存在に対して、自分の労働力も、それと生産手段との結合も、他の労働力との連結も、すべて自己ならざる巨大な力だ。この点、株主の役目がないと困る。株主、会社財産に貼られた目に見えない所有権のラベルの法的源泉。株主、工場を運転している労働者に対して「これはあなたたちのものではない」とする約束の源泉。しかしまた資本は困ったことに、労働者共同体がないと、自分を肥大する神聖な仕事（人類の福祉根拠としての生産力形成）ができないのである。ところがすばらしいことに、自分を批判する人たちが「共同決定法」などといってくれるので、株主権のことは忘れていられる（逆に、ハイエクみみたいな個人株主主権論は過激すぎて机上の空論）。あんまり共同決定などといいたしたら、株主権を持出して、「会社が労働者のものなんて、泥棒だ！労働者には給料払ってんだぜ」といえばいい。しかしこの資本の自己媒介こそまた、資本の自己崩壊の高次化である。F 個別性と普遍性との分離、相互の形成、そして媒介された再統合という課題。公共性とは、共通母胎であり、自由な個人の開かれた共同空間である。しかし株式会社に露出した公共性は、そうなっていない。自由人とは株主だけか。生産の公共的なものは生産する諸個人という自由人のものでないのか。個別性である自由な個人は株主という孤立した姿にこだわり、公共性を株主共同体という部分的な姿でしか認知しない。しかし、公共性としての承認は進まざるを得ない。会社は株主のものか？公共化しながら公共化せず、自由な個人が自由な個人であるのに公共性から疎外されている。私有財産制を前提したその否定、資本主義を超えないと実現しないが資本主義の中で進んでいく私有制解体の傾向、私有における私有の崩壊、いろいろな言い方ができるが、資本主義が社会を創る上での「一時的」な通過点であること（社会ができていない以上、人間の社会形成とは、労働という自覚的社会産出を、非自覚的にすること。考えながら社会を創るわけではない。貨幣への愛によって出来ちゃった。これが暴力的な分身だ。これを真の自分の分身にしよう、ということ）が見られるべき本体である。

2 思考の破産から、システムの自己批判へ

以下では、今井さんと窪西さんのレジュメに依拠して考えてみる。

(1) 奥村は時間と空間を恣意的に囲込む。局地化する思考の破綻。

奥村的思考の第一。日本特殊性論の破綻。奥村は、日本を空間的に孤立化・局地化する。

「日本資本主義批判をベースにして資本主義批判をするのか、それとも資本主義批判をベースにして日本資本主義批判をするのか。一言で言って、日本資本主義批判をするのか、それとも資本主義批判をするのか」（今井氏レジュメ。以下 IMAI と略す）

>第一に、株式会社の空間的な特殊性が問題になった。著者がこの著書を書いた真の意図——資本主義一般を批判するということが目的なのか、それとも日本の資本主義を批判するということが目的なのか——ということが問題になった。報告者は基本的には後者の側面からこの著書を理解した。また、その側面から、日本資本主義の特殊性に目を奪われたあまり、資本主義一般において株式会社が占めている位置を見失っていないかと、報告者は奥村の主張を批判した。しかし、このような態度はそもそも一貫し得るものではなく、奥村自身、しばしば前者の側面から資本主義一般を批判している。（ism-study[2]。以下[2]と略す）

奥村の議論は、日本では、資本自由化に伴う乗っ取り防止のため、法人が相互持合をするようになり、法人資本主義となったことが、問題である、というのが基本線だが、これでは、完結しない。そもそも、法人が株主として持合することができるのも、個人株主が支配できない可能性、法人という形での資本の強大な力を前提しており、このことは、法人持合のないアメリカ合衆国でも同じである。そこで奥村はパーリに言及せざるを得なくなる。資本主義一般から分離した特殊日本は存在しない。彼の議論は振動せざるを得ず、読み手も混乱せざるを得なくなる。

諸個人の法的な振舞いによって、無限に私的所有が生まれ、会社が生まれ、かつ死絶えて存在しないもの、過去のものになっていく。封建的な生産のなかでも、商人たちの会社結合は生まれていた。日本でもアメリカでも会社は日々結成され、各国民的な行動様式を介して存立している。しかし、こういう会社

という関係自体は、自己再生産するものではなく、自分の外の再生産根拠に依存している。逆に再生産は、自分の外の会社によって再生産されるのではなく、これを自分の前提として位置付けて、自分の循環に捕える。このような循環するものが、資本、過程する貨幣、過程を捉えて自己増大する貨幣であり、このユニバーサルなものの運動によって、労働を捉えるこの運動の仕方、会社のようなこの運動の外部の諸関係も、この運動に適合した姿に淘汰され、姿を規定され、ていく。資本は自分の外の関係を自分の関係として規定する力である。資本一般も、資本主義の一般的、必然的な諸姿も、存在世界の関係である。逆に日本的なものはその実現諸条件（一般そのものが存在するわけではない）として区別される[*4]。そもそも共通のものなしに区別はできない。しかも、資本主義一般の諸傾向は、単なる頭の中で見比べた共通性、一般モデルではない。理論イコール机上のものとおぼかさんは、学生よりもむしろ学者の中に多数派である。一般から切離して特殊のみをモデル化すると、レギュレーションの調整様式の違いのモデル、講座派の「型」、より不鮮明に、奥村のオリジナルな手作りの「法人資本主義論」となる。

資本主義の時間も空間も、資本が社会総体を編成する運動の在り方にすぎない。「文明化」「近代化」「現代化」「生産の社会化」「個人の陶冶」「成熟社会」、いろいろ表象できるが、運動の本体、資本という生命から、手や足である法人企業、国家独占など、切離して、任意の空間を設定する思考は、仮説としてしか意義を持たず、地域比較や段階論を、資本論（総体性論）と同格にする思考は、一見手堅く見えるので研究者が陥りやすい。奥村は資本の運動を事実上問題にしながら（real capital としての会社）、資本概念が抜け落ちて

いる。資本の運動の絶えざる反復が、諸姿を、自分に適合した姿として規定する。個人的私有財産は、資本にとって制限である。これを突破するのが、利子生み資本、土地所有、そして生産単位そのものについて、株式会社である。所有者と経営者とが別人になること、所有と機能の分離が株式会社の株式会社の概念にあった在り方である（タコ社長になりたがる人間はなくならないが、企業集団のトップ企業にタコ社長は留まり得ない）。だが、これがまた、資本の限界[*5]を示してしまう。資本増殖は結合労働者が担う。資本家は資本の自己増殖機能、監督等再生産の実質的媒介（労働）から疎外される。資本家は要らない。と、持主なき社会化した生産は誰のものか、ビジネスの正統性が問われ

る。「自分の労働による私有財産」という正当化基準は、株主の取得も、会社自身の蓄積も、不労所得として映し出す。資本が人格に対立するものとして自立性を露出する。法人は個人に敵対する[*6]。従業員組織は自己収奪機構である。株主総会は形骸化し、株主の権利が剥奪される。良識ある人民が株主としてコントロールするから、株式会社は不当な王権とは違うはずであったのに[*7]。

*4 「諸物象の人格化の現実化形態は空間的（国ごと）・時間的（時代ごと）に様々に相異なる。このことは、ヨリ特殊的に株式会社という法制度的な（juristisch）形態、すなわち法制度的な形態としての株式会社についても、ヨリ一般的に社会的なシステムという制度（institution）、すなわち制度という姿態で現れる限りでの社会的なシステムについても、妥当する。それ故にまた、問題は資本の一般的理論における株式会社の意義である」（IMAI）。株式会社は直接には資本の人格的媒介様式である。

*5 「このように、資本は自己の限界（Grenze）を制限（Schranke）として乗り越えるのであるが、正に制限を乗り越えてしまうということによってこそ、自己の限界を暴露してしまうのである。…制限突破の形態は新たな制限であり、しかも自己解体的な制限である」（IMAI）。

*6 「われわれの立場から見ると、「支配」しているのは経営者ではなく、資本そのものである。ここでわれわれが「経営者支配現象」という名辞を用いるのは、単にそれが大いに普及しているからであるのに過ぎない。議論に前提される表象は、大規模公開株式会社としてイメージされるものにおいては、エージェントがプリンシパルから自立化しているということ、しかしまたそれにも拘わらず、プリンシパルがエージェントにとっての制約になっているということ——これだけである（要するに、会社は株主のものでありながら、実際には株主のものにはなっていないという、現代人は誰でも抱いている表象だけである）。それ以外の特殊な表象（或る会社では悪徳資本家がいるとか、或る会社では経営者と資本家とが一致しているなどという表象）は、公共的な議論にとって妨げにしかならない」（IMAI）。

*7 自由な私的所有とともに生れている自由な諸人格を人権主体としての市民と呼ぶならば、神・王の専制を脱却した近代社会は市民社会であるが、株式会社が市民社会において認知される仕方も、自由な私的所有者である株主が完全

にコントロールしていると想定されることによっている。株式会社の市民社会への統合は、「株主総会を、最高にして万能な機関とする」「所有による経営のコントロール」「近代法的コントロールシステム」（新山雄三「企業文化と『公正性』」『法律時報』71巻7号通巻880号、1999年6月、75ページ）に依拠する。

奥村も、日本特殊で完結せず、アメリカも経営者支配だ、という（「株式会社形骸化は欧米でも共通している」窪西さんレジュメ。以下 KUBO と略す）が資本に即して捉えていないので、なんだかようわからなくなる。

（2） 「政治的幻想」の主体化

奥村的思考の第二。「法学的」な堂堂巡り。

「法人所有に基づいた経営者による支配」。「法人大株主である会社の経営者が相手の会社を支配している」（テキスト、137ページ。以下ページのみ記す）。

「法人の株式所有が諸悪の根源だ」（KUBO）。

「日本の会社支配の最大の問題はこの法人所有にあり」（35頁）。

奥村は、経営者支配を説明するのに、法人所有から出発するが、ちょっと待て。この説明だと相手の法人企業はすでに経営者支配になっているぞ。トートロジーではないか。

そこで、奥村は、所有にまつわる歴史上の法的事件を持って来る。「独禁法」の改正である（145-149ページ）。

しかし、これも所有者支配の力を前提にしている。「支配証券」（138ページ）として系列子会社を支配でき、持合の場合は、経営者が相互信任しあう。

結局、

日本の会社は「社長」が後任を自分で決める。「日本のコーポレート・ガバナンスの特異な状況」（39頁）。

「日本の経営者には個人主義の観念がなく、...責任観念が欠如し、無責任経営が生まれてくる」（41頁）。「誰からもチェックされない経営、それはまさに経営者天国であるが、法人資本主義の日本でそれは全面的に開花した」（42頁）。

と、前近代的な身分制により株主総会が社長の面子を守る形骸となってしまうということが強調される。反封建的遺制の残存か（窪西さんのレジュメの川鍋先生の議論、見てください。川鍋さんの「ヤクザ資本主義」とは賛美すると中谷巖の「和の資本主義」になります）。これはまた政治史のような御伽話である。「ビルの会社の内部は日本企業とおなじく、（民主主義ではなく）階層構造をもつ専制支配の体制である。もちろん身分制度ではない」（KUBO）。

「経営者支配」は、バーリのように株式分散から説くもの、ヴェブレンのようにテクノクラシーとして説明するもの、などある。株式会社形成の史的な説明は、「株主総会」は大株主の隠れ蓑として出来た、株式会社は出資者が支配しながら金を集めるためにつくった、とする出資者史観によるものが普通であり、株主総会の形骸化も、資本多数の原則から、株主間の格差から説く。しかし、形骸化は、株式が分散していなくても、格差がなくても、さらに法人所有がなくても、またヤクザ資本主義でなくても、起りうる。株式会社の形態そのものにおいてありうる。株式分散型でも、機関所有でも起きるということはさらに、それらの前提として、資本運動が形骸化を自分の手段にするからである。

奥村の場合。

「第2章では、奥村は株主総会形骸化＝経営者支配の原因を明らかにしようとしている。その際に、奥村はバーリ・ミーンズ以来の伝統に立って、結局のところ、株券に——擬制資本に——それを求めようとしている」（IMAI）。

「法人への株式集中：日本でもアメリカと同様に経営者支配が確立している。しかし、経営者支配が確立したのは、アメリカでは個人に株式が分散したからであったのに対して、日本では法人——特に大企業——に株式が集中したからである」（IMAI）。

「奥村は経営者支配現象を real capital としての株式会社が生まれつきもっている本質としてではなく、株式会社によって——しかも株式の、つまり擬制

資本の大量発行を通じて——ようやく措定される形態として把握している。ここでも、奥村は経営者支配現象の究極的な原因をを株式会社の大規模化に——その限りでは real capital としての株式会社の本質に——求めている。しかしまた、単なる大規模化によっては経営者支配現象は発生し得ないというのが、奥村の（あるいは通常の社会諸科学の）経営者支配現象論のポイントなのである。奥村にとっては、経営者支配現象は会社（real capital）の大規模化が株式（fiktives Kapital）の大量発行に至った時に初めて発生する。言うまでもなく、このような把握態度は過去の歴史的形態の把握態度としては正しい一面を——しかしまた単なる一面を——含んでいる。ところが、奥村が問題にしているのは、正に、過去の歴史的な株式会社ではなく、現在の株式会社なのである」（IMAI）。

結局、奥村は、経営者支配を現実化するのには、株式の大量発行としている。

今井さんは、ここに、私有制を国家権力の力で潰して国有化へ、説いた幻想的社会主義、所有の変革によって社会総体が変わると夢見る思考を、見出す。

「生産関係の基礎が所有関係にあるという見解は優れてスターリン主義を特徴づけるものであるが、しかし、左翼（マルクス主義）の内部ではスターリン主義であろうと反スターリン主義であろうとも、また社会常識の内部では左翼であろうと右翼であろうとも、非常に広く通用している」（IMAI）。

奥村は生産から把握しないので、私的所有の止揚には法人所有として着目するが、生産過程内の私的労働の止揚を掴まない。私的所有の問題は、私的労働の止揚を社会に公開する。長くなるが今井さんから引用する。

「現代社会は、単純な商品流通としてわれわれの眼前に現れてくる。単純な商品流通の諸表象——自由・平等・私的所有——こそが現代社会の自覚の原則であり、正当化論拠である。しかしまた、そのような社会的・必然的な単純商品流通はその背後に生産を想定せざるを得ない。単純な商品流通が想定するのは、私的な自己労働に基づいて生産物を私的に取得する個人的な私的生産者たちの社会、一言で言うと商品生産者たちの社会である。…個別的な交換過程で個別的に、商品所持者たちは私的所有者として相互的に承認し合う。次に、ただこのような個別的な相互的承認の社会的な連鎖の中でのみ、彼らは私的所

者として社会的に承認されているのである。商品生産者たちの社会では、個別的な商品所持者たちの方が承認し合うのであり、これに対して社会の方はこの事実を承認するのに過ぎない。私法においては、個別的な私的行為が法律行為として妥当するわけである。このような仕方ですぐに発生している所有が個人的な私的所有、一言で言うと私的所有なのである。このように、商品生産者たちの社会としての現代社会の基礎は私的労働（私的な自己労働）であり、またそれに基づく私的所有（個人的な私的所有）である。このような側面で、現代社会は商品生産が行われている社会、市場社会、自由主義社会である（その政治的な表現が民主主義社会である）。しかしまた、現代社会は資本主義的な商品生産が行われている社会でもある。資本主義的な商品生産は商品生産の最も発展した形態であり、商品生産の必然的な帰結であり、単純な商品流通の諸法則に完全に準拠して発生する。それにも拘わらず、資本主義的な商品生産はまず私的労働を止揚し、それに基づいて私的所有を止揚する。この両者を通じて、資本主義的な商品生産は私的生産を止揚する。資本主義的な商品生産は社会的な生産——始めには個別的資本の内部での社会的生産、やがては個別的資本の間での社会的生産——を展開する。一言で言うと、資本主義的な商品生産は商品生産を止揚する。逆に言うと、商品生産は、自己の最も発展した最も純粋な形態において、自己を徹底的に否定する。…/私的労働こそが——しかも個別的資本の直接的生産過程の内部での私的労働の止揚こそが——私的生産の止揚の出発点である。但し、資本主義的な生産では、私的労働の止揚は物象的形態において——他人の労働として——成就される。いや、それどころか、私的労働の止揚はそれ自体として物象化の進展そのものである。これに対して、私的所有の止揚は、優れて物象の人格化において、私的労働の止揚を暴露し、必然的にし、制度的に固定化する。/株式会社は正にこの私的生産の止揚の延長線上にあり、その最高の形態であり、そのことによって資本の通過点的性格を暴露している。だから、株式会社論は私的所有の止揚に先行して、私的労働の止揚によって基礎付けられなければならない。これに基づかない株式会社論は私的所有の止揚の理論としても無意味である。但し、株式会社形態を株式会社形態にする形態的な本質は、正に私的労働の止揚が当事者意識に対しても暴露されているという点にあり、それ故にまた私的所有の止揚にある。/奥村に決定的に欠如しているのは、私的労働の止揚から出発するという点である。彼は正当にも私的所有の止揚——但し法人所有というその特殊な一形

態——に着目するが、そこから私的労働の止揚に遡ろうとはしていない。だからこそ、——奥村は自己の主張を徹底していないとは言っても、結局のところ、もし彼がそれを徹底するならば——、彼の場合には、法人所有という所有形態の単なる解体が、それだけで、バラ色の未来を齎すはずなのである。奥村の主観的な意図には関わりなく、客観的には、奥村は、「生産関係の基礎は所有関係であるから、もし所有形態が単に変革されさえすれば、バラ色の未来が齎される」と主張する最も見苦しいスターリン主義者（あるいは——これは左翼的スターリン主義者の右翼的別名であるが——新自由主義者）そのものである」(IMAI)。

なお、日本の法人所有とアメリカ合衆国の機関所有との違いも、今井さんのレジュメにあるように (●1)、資本は現象し、その自立化を露にするのであって、機関所有にしたってエージェントはプリンシパルから自立化するのであり、量的な差にすぎない。

ちなみに、機関所有によって所有による支配が復権したかのように説く論者がいるが、機関所有はその否定を前提しているのである。機関がモニタリングするのではない (奥村 127●128 ページ、見よ)。またちなみに、森岡孝二が株主による企業監視について述べていた (朝日、7月20日、論壇) が、環境にやさしい企業の株を投資家が買う保証はない。環境にやさしいということが経済数値に表れると素直に想定することが物象化の信奉である。無知な投資家に、環境にやさしい企業の株を買わせて、もし株価が下がって大損したらどうするんだ。とはいえ、企業が不祥事を起すと、その企業の株価が急落することもよくある。これも疎外の枠内での疎外の止揚。市場が企業を監視するなんて、市場ってなんてすばらしいのだ。いつから市場が政府になったんだ。

(3) 「事実」主義の欺瞞

奥村は「事実」主義のようだがそれは完結せず、法人所有の特殊な枠組から事実を拾って解釈しているのである。日本の会社の全部を覗いたわけではあるまい。覗いたって覗ききれない。所詮は主観の構成物と聞き直るか、理論は事実の反映だが、事実を一定程度集めればよい (どれくらい?)、とか認識は対

象に近づけるが完全には知ることできない、とするか。すべて、問題の立て方が間違っている。枠組自体の存在性格が問われねばならない。所有の、存在に即した批判的認識は、所有の事実をすべて知るといふ悪無限的態度でない。消滅する事実の存立を許しつつ、仮説的アプローチの対象領域を許しつつ、所有の事実の存立する領域、所有という関係を、存在に即して、労働する自己の振舞いに媒介して把握するのである。

(4) 奥村の帰結と展望

>結局のところ奥村の展望は株主総会の活性化にあるのか、それとも大規模株式会社の解体にあるのか([2])。

「そもそも著者はなぜ株主総会を活性化せねばならないと考えているのか、よく分からない。.../情報公開は株主にとって、投資保護のために必要であり、今後進まざるをえないだろう。だが、それが株主総会活性化につながるわけではない」「株主主権、株主平等、資本多数決」が根拠を失いつつあるのだとしたら、協同組合の所有者主権・所有者の平等・財産所有者の多数決も根拠を失いつつあるのではないか (労働者協同組合の場合は事情が異なるが) (KUBO)。

*16 第一に、奥村の短期的な政策目標として解釈され得る株主総会活性化については、なるほど彼は「株主総会を活性化するためには、会社のあり方そのものを変えていく以外にはない」(第176頁)と主張してはいる。しかし、われわれが「会社のあり方そのもの」の変革 (突き詰めて言うと、生産関係そのものの変革) として奥村の主張の中に実際に見出し得るのは、結局のところ、ただ株式の法人所有の禁止 (所有関係の変革) だけである。.../第二に、奥村の長期的な政策目標として解釈され得る大規模株式会社の解体については、奥村は更に一層、動揺している。しかし、ここでもやはり、もし奥村が自己の主張を一貫させるならば、大規模株式会社の解体もまた所有形態の変革とイコールであると、われわれは判断せざるを得ない。先ず、既存の大規模株式会社そのものの解体については、微妙な表現ではあるが、「日本の会社の分社化、別社化が本当に分権化を目的にしているのなら、これを完全に独立の会社

にし、親会社による株式所有をやめるべきである」(第207頁)と、奥村は主張している。次に、既存の大規模株式会社にとって代わるべき新しい小規模企業の生成については、奥村は「様々なタイプの新しい企業」として合名会社、協同組合、郷鎮企業などを列挙している。しかし、それらの区別も、奥村の主張の中で理論的に正当に位置付けられ得る限りでは、すなわち単なる規模の大小を越えるものであるなれば——そして単に規模が小さいのに過ぎない小企業は「新しい企業」では決してなく、そうではなく、われわれが今でも既に日常的に目にしており、しかも今日の大企業体制を底辺で支えている“古くさい”タコ社長企業である——、やはり所有形態の単なる相違であると、われわれは判断せざるを得ない。/言うまでもなく、私的所有の止揚の問題——従ってまた所有形態の自覚的な変革の問題——は、正に社会意識相関的であるからこそ、常に運動の出発点であり続け、常に運動のスローガンであり続ける。生産関係の変革は、常に必ず、所有関係の変革によって自覚化されなければならない。——「これら総ての運動において、共産主義者は所有の問題を——それがとっている形態が発展しようといまいとも——運動の根本問題として強調する(Manifest, S.451)。「この意味で、共産主義者は自己の特徴を、私的所有の止揚という一言で纏めて表現し得る」(a.a.O., S.430)。しかしながら、それは実在的労働過程そのものと現実的生産関係そのものとの資本主義の枠内での変革の社会意識相関的な表現であり、それ故にまた実在的労働過程と現実的生産関係との根本的な変革のために必要な宣言だからである」(IMAI)。

短期的には、株主総会活性化を。長期的には、大きな株式会社は存続し得ない。だから、「大企業解体」を、である。株式所有を通じた親会社による支配をやめ、かつ協同組合のように、新しい企業でなければならない。これが奥村の解放論の帰結の核に思える。

所有が変革されるのは生産が変革されるからである。しかし、奥村は生産の共同連関のありようでなく、会社形態そのものに拘らなければならない。

所有による変革はじつは全く変革でない。所有解体としても奥村の議論は目の前にあることを追認してだけではないか。株式会社は真なる存在か。否。経過的なものである。とって所有の解体から革命を導き出すのは顛倒である。資本という生産の在り方が、所有関係をつなぐ魂である。資本の無媒な解体はできない。所有関係の解体でも資本は死なない。そんな解体ができるな

ら資本は死んでいる。生産という内容を変えるべく、諸関係の制御をすること。自由人の社会的生産の合意を生産の契機にすること。奥村の拘る小企業は、大株式会社の解体か？親会社の支配以前に、株式会社という形態そのもの、所有形態そのものの解体はどうなっているのか。分社化の目的は「分権」ではない。経済効率から、分社化の際、株式所有が利用されているので、これが所有の原則(個人主体)の解体となっているのである。奥村の短期視点と長期視点が大体分裂していると思う。

以上、扱えなかった点はたくさんあります。報告者の方々、お許しください。以上は、発言のきっかけとして、全体に関するコメントめいたものを述べた次第です。

[ism-study.4] Re: On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)

投稿者： 今井 祐之
投稿日時： 1999/07/22 06:42:53
修正日時： ———

元発言

表題： [ism-study.3] On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)

投稿者： 神山 義治
投稿日時： 1999/07/21 21:30:25

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.5] Re: On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)	神山 義治	1999/07/22 16:31:59

神山さん、ISM研究会の皆さん、今井です。神山さん、コメントご苦労様でした。

神山さんのコメントは包括的であって、本来ならばその最も包括的な部分である「1 資本主義が現代の問題。なぜ株式会社か。」からコメントを始めるべきなのでしょうが、取り敢えず、「2 思考の破産から、システムの自己批

判へ」での個別的な論点についてコメントします。

まずは、「2」の「(1) 奥村は時間と空間を恣意的に囲込む。局地化する思考の破綻。」の注4について。神山さんご自身の発言。確認です。

>株

>式会社は直接には資本の人格的媒介様式である。

この点は、説明するのが結構、難しいですね。私的所有者一般も資本家も株式会社も資本の人格的な媒介形態である。ところが、三者の間には質的な区別がある。資本家を捨象して単純に言うと、個人的な私的所有者は所有する人格であり、株式会社は所有する物象だということになる。しかし、それならば、(1)個人的な私的所有者は真の人格なのかということになる。そんなわけではないのであって、個人的な私的所有者は物象の人格化であり、ほかならないこの物象というものを措定する人格があるはずである。だから、個人的な私的所有者は人格ではあるが、物象の人格化としての人格、物象としての人格である。逆に、(2)株式会社はやはり法的な人格として人格ではないのかということになる。その通りなのであって、株式会社は直接的に自己を人格として妥当させている物象（非人格）であり、自己を正当化させる媒介的な実現形態を無媒介的（直接的）に措定してしまった物象、人格としての物象（非人格）である。私的所有者一般が人格であるというのがそもそも矛盾しているのだが、株式会社は今やこの矛盾を暴露するまで発展させている。——図式化して言うと、こんなところでしょうか。

「2」の「(2) 「政治的幻想」の主体化」について。神山さんが引用している奥村さんの発言。コメントです。

>「誰からもチェックされない経営、それはまさに

>に経営者天国であるが、法人資本主義の日本でそれは全面的に開花した」(42>頁)。

ちょっと茶化して言うと、“誰からもチェックされない経営、それはまさに経営者地獄である”。経営者天国は経営者地獄に一転するということが日債銀破綻で暴露されました。ちゃんとチェックしておいてもらえば、取締役も監査

役も株主総会も無責任だ——これはこれで資本の普遍的な実存様式です——ということで、“悪いのはシステムですよ”と言って、なんとか収まったのかもしれないのに。その場合にはその場合で、今度は刑法の個人主義的原則の破綻という形態でシステムそのものの矛盾が暴露されてしまうでしょうが.....。天国は実は地獄だったのです。

同項。神山さんご自身の発言。コメントです。

>株式会社形成の史的な

>説明は、「株主総会」は大株主の隠れ蓑として出来た、株式会社は出資者が支
>配しながら金を集めるためにつくった、とする出資者史観によるものが普通で
>あり、株主総会の形骸化も、資本多数の原則から、株主間の格差から説く。し
>かし、形骸化は、株式が分散していなくても、格差がなくても、さらに法人所
>有がなくても、またヤクザ資本主義でなくても、起りうる。株式会社の形態そ
>のものにおいてありうる。株式分散型でも、機関所有でも起きるということは
>さらに、それらの前提として、資本運動が形骸化を自分の手段にするからであ
>る。

神山さんがおっしゃる「株式会社形成の史的な説明」というのは、典型的には、個人企業→合名会社→合資会社→株式会社という歴史的発展に即して、発生“史”的に——発生的に（つまりシステム内部の発生的関連から）ではなく——株式会社を説明する理論態度ですね。例えば大塚久雄。発生的と発生史的、——どちらもドイツ語に直すと genetisch ですが、その内容は天と地ほど違います。

歴史的説明——つまり現在の株式会社の説明ではなく、過去の株式会社の説明——としては、このような説明は正しい一面を含んでいます。何故に全面ではなく一面なのかと言うと、歴史はそれを反証するような偶然的な個別的事実（あるいは少なくともそれを相対化するような偶然的な個別的事実事実）をもまた示しているからです。

神山さんが、「起りうる」、「ありうる」と述べているのは、このような個別的事実についてですね。つまり、個別的事実に即しても、形骸化はいつでもどこでも「起りうる」、と。これに対して、理論的位置付けに即しては、形骸

化は一定の局面では「起りうる」どころか「起こらなければならない」わけでは。そもそも個別的事実に即しても「起りうる」のはシステムそのものが必然的に要請しているからだったわけです。

同項。神山さんが引用している俺のレジュメ。ちょっと補足。

>奥

>村の主観的な意図には関わりなく、客観的には、奥村は、“生産関係の基礎は>所有関係であるから、もし所有形態が単に変革されさえすれば、バラ色の未来>が齎される”と主張する最も見苦しいスターリン主義者（あるいは——これは>左翼的スターリン主義者の右翼的別名であるが——新自由主義者）そのもので>ある

“新自由主義はスターリン主義だ”と言っているバカは、余りいないのではないかと思います。何故に俺がこんなことを強調しているのかと言うと、新自由主義批判のためなのです。どうも“所有を変革すればバラ色の未来が現れる”という点からスターリン主義を批判する人たち——大西広，山口正之，有井行夫など——は、しばしば新自由主義に甘いんじゃないかと思われるからなのです。特に、大西さんがせっかくスターリン主義の核心をつかみながら、あんなに新自由主義に甘いのは、進歩主義史観のなせる業だとしか思えません。俺に言わせると、新自由主義のポイントは“プリバータイゼーションがバラ色の未来を齎す”ということにあり、これは“ナショナルリゼーションがバラ色の未来を齎す”ということの一卵性双生児です。もちろん、現状では、前者の方が後者よりも進歩的です（当たり前！）が、非現実的ということではどちらも同じです。俺は、圧倒的少数派である反動的左翼をいつまでも相手にしていても仕方がないのであって、進歩的右翼を徹底的に批判するべきだと考えています。

さて、これは神山さんに対するコメントではなく、俺もけなし、窪西君もけなし、神山さんもけなししている奥村さんの名誉回復。

どうも俺のレジュメでは、奥村さんのことをケチオンケチオンにけなししてば

かりですから、ここでちょっと誉めておきましょう。——法人所有という特殊的な一形態においてではあっても、それでもやはり私的所有の止揚に着目している奥村さんは、凡百のマルクス経済学者の諸君よりもよほど優れていると思います。素晴らしい現実感覚の持ち主です。“現在では私的所有の鎖がますますきつくなっている”なんて与太話をしている妄想家とは、そもそも比較するのが失礼なくらいです。この点は正当に評価しなければならないでしょう。奥村さんが私的所有の止揚一般ではなく、私的所有の特殊な一形態に着目してしまうのは、私的所有の止揚のさまざまな姿態として現れる一般的な発生根拠を把握していないからです。そして、これは“現代”資本主義とか“日本”資本主義とか、そういう消えては現れ、現れては消えるような特殊の形態の問題ではなく、“現代”資本主義とか“日本”資本主義とかのような特殊の形態で現れる“資本主義”の問題です。

また、恐らく、奥村さんは、本心では、特殊日本的な資本主義に対する批判を通じて、資本主義一般に対する批判をしたいのでしょう。それを不可能にしているのは、日本株式会社に対する溢れんばかりの義憤だけではありません。理論的な方法的基礎が彼には欠如しているのです。これこそは、俺がレジュメで強調していた点です（同様にまた、神山さんがコメントで力説している点なのでしょう）。奥村さんは高座派的な、いや講座派的な視点[*1]に立っているから、特殊日本的な資本主義に対する批判と資本主義一般に対する批判とは媒介されなければならないと考え、恐らく苦しんでいるのでしょう。本当は、特殊日本的な資本主義に対する批判は直接的に、無媒介に、資本主義一般に対する批判だ（そうでなければ特殊日本資本主義に対する批判としてもリアリティがない）と思うんですがね。

[*1]皆さん、よくご存じでしょうが、一応、念の為。詳しい説明は抜きにしますが、講座派は落語家の集団ではありません。ここでは、遅れた日本の特殊性（つまり後進性）という視点から日本資本主義を“特殊なもの”として理解しようとする態度を、講座派的な視点と呼んでいます。これは戦前に起こった論争ですが、その視点は脈々とマルクス経済学の正統派の人たちに受け継がれています。

“バカな考えだ”なんて笑ってはいけません。マルクス経済学に限らなくても、“日本資本主義は欧米資本主義とは異質な特殊なものなのだ”という視点から日本資本主義を理解しようとする人は数多くいますよね。あとはもう、“特殊だから素晴らしい”と考えるか、“特殊だから打倒しなければならない”と考えるかは、まあ、言ってみれば趣味の問題です。それに、保守と革新とは絶えず入れ替わります。“日本を近代化しろ”と主張していた人が、いつの間にか真の愛国者として“日本を守れ”と主張するようになります。あるいはまた、“マトモな資本主義のモデルはどこか”という“見方”の違いで、同じく“マトモな資本主義”の視点から日本資本主義を批判する人たちが、一方では“マトモな資本主義のグローバルスタンダードを取り入れて、じゃんじゃん自由競争しましょう”というグループに、他方では“マトモな資本主義の市民的原則を取り入れて、労働者を保護しましょうという”というグループに分裂したりします。

ああ、またけなしてしまった。でも、とにかく奥村さんは資本の自己否定を見ているという点で明らかに優れています。この点だけは確認しておきたい。

[ism-study.5] Re: On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)

投稿者： 神山 義治
 投稿日時： 1999/07/22 16:31:59
 修正日時： ——

元発言

表題： [ism-study.4] Re: On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)
 投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/07/22 06:42:53

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.6] On the "Person" etc.	今井 祐之	1999/07/23 07:56:27
[ism-study.7] On "New Liberalism" etc.	今井 祐之	1999/07/24 22:25:30

今日は、神山です。

人格と物象。

> >株

> >株式会社は直接には資本の人格的媒介様式である。

>

> この点は、説明するのが結構、難しいですね。私的所有者一般も資本家も株
 > 株式会社も資本の人格的な媒介形態である。ところが、三者の間には質的な区別
 > がある。資本家を捨象して単純に言うと、個人的な私的所有者は所有する人格
 > であり、株式会社は所有する物象だということになる。しかし、それならば、
 > (1)個人的な私的所有者は真の人格なのかということになる。そんなわけはな
 > いのであって、個人的な私的所有者は物象の人格化であり、ほかならないこの
 > 物象というものを指定する人格があるはずである。だから、個人的な私的所有
 > 者は人格ではあるが、物象の人格化としての人格、物象としての人格である。
 > 逆に、(2)株式会社はやはり法的な人格として人格ではないのかということに
 > なる。その通りなのであって、株式会社は直接的に自己を人格として妥当させ
 > ている物象（非人格）であり、自己を正当化させる媒介的な実現形態を無媒介
 > 的（直接的）に指定してしまった物象、人格としての物象（非人格）である。
 > 私的所有者一般が人格であるというのがそもそも矛盾しているのだが、株式会
 > 社は今やこの矛盾を暴露するまで発展させている。——図式化して言うと、こ
 > んなところでしょうか。

ここはややこしいところですね。こういう原型的な問題がじつはもっともむずかしい。私もなかなかつめきれません。ちょっとずれるかもしれませんが、考えてみます。

かなり一般的。人格とは、自由な自己意識ということ。自由とは、対象と自己を自己の連関にして自己を拡大すること。この拡大において、他の

人間が連関に入り込み、相互承認している。自由は社会的である。

商品生産の自由人。しかし、個別の生産が完全に孤立していれば、この生産における人格性は直接にはない。が、生産当事者は、生産の全体としては、依存して分業している。他人と接触するのは交換であり、ここに私的所有者として相互承認しあう。法的規定としての自由、人格は、ここになりつつ。私有財産をもって自由に売買することは、王権や家父長制という所有形態を想定しない。

物象のすばらしさ。W1-G-W2では、だれもがW2ほしい、と自分の欲望しか頭にないのに、W1を他人のために作り他人のための行動をしている。Gという簡潔な情報で、言葉の通じないやつとも交換できる。

さかだち。だが、もっているW1は、早く他人に渡さないと、くさってしまう。他人のもっているW2がこなくなる。他人、それはW2の仮面さ。所有者でなく、所有される物象のほうがご主人だ。

構図。ここでは、人格・私的所有者と物象（反人格）（「物」として認知される）。とりあえず、これなら安定システムです。皆だまされて幸せです。

会社は物。売り買いできる物です。法律的には、合名会社は人的会社で出資者・社員は、その地位の移転が困難であるのに対し、株式会社は、会社財産こそが重要であって、社員はだれでもよく、会社債務に責任もありません。資本中心の団体、物的会社というわけです。この場合の会社の中身は、物象です。これが、株主の意思を跳ね除けて、G-W...P...W'・G'として運動するわけです。物のくせをしてなんてこった！

会社も人。しかし会社は、財団ではありません。他の会社形態と同じく株式会社も社団法人、「複数人の結合体」（大隈・今井『会社法論』有斐閣16頁）です。法人格とは、「企業の所有者たる複数人を一つの団体に結合し、かつこれに企業の所有権を単一的に帰属せしめる...仕組み」（17頁）。会社イコール私的所有者といっても、奥村の本にあるように、「有限責任」、それはずるいじゃないか、という疑問は最初からつきまっています。私有財産制の仕組みを一生懸命拡大したわけです。

>> 「誰からもチェックされない経営、それはまさ
>>に経営者天国であるが、法人資本主義の日本でそれは全面的に開花した」（42

>>頁）。

>

> ちょっと茶化して言うと、“誰からもチェックされない経営、それはまさに
> 経営者地獄である”。経営者天国は経営者地獄に一転するというのが日債銀
> 破綻で暴露されました。ちゃんとチェックしておいてもらえば、取締役も監査
> 役も株主総会も無責任だ——これはこれで資本の普遍的な実存様式です——と
> いうことで、“悪いのはシステムですよ”と言って、なんとか収まったのかも
> しれないのに。その場合にはその場合で、今度は刑法の個人主義の原則の破綻
> という形態でシステムそのものの矛盾が暴露されてしまうでしょうが.....。天
> 国は実は地獄だったのです。

責任法則の転回！個人責任主義は個人に責任なき事を暴露し、無責任主義は地獄に転換。

>>かし、形骸化は、株式が分散していなくても、格差がなくても、さらに法人所
>>有がなくても、またヤクザ資本主義でなくても、起りうる。株式会社の形態そ
>>のものにおいてありうる。株式分散型でも、機関所有でも起きるということは
>>さらに、それらの前提として、資本運動が形骸化を自分の手段にするからであ
>>る。

>

> 神山さんがおっしゃる「株式会社形成の史的な説明」というのは、典型的
> には、個人企業→合名会社→合資会社→株式会社という歴史的発展に即して、
> 発生“史”的に——発生的に（つまりシステム内部の発生的関連から）ではな
> く——株式会社を説明する理論態度ですね。例えば大塚久雄。発生的と発生史
> 的、——どちらもドイツ語に直すと *genetisch* ですが、その内容は天と地ほど
> 違います。

> 歴史的説明——つまり現在の株式会社の説明ではなく、過去の株式会社の説
> 明——としては、このような説明は正しい一面を含んでいます。何故に全面で
> はなく一面なのかと言うと、歴史ははそれを反証するような偶然的な個別的事
> 実（あるいは少なくともそれを相対化するような偶然的な個別的事実）を
> もまた示しているからです。

> 神山さんが、「起りうる」、「ありうる」と述べているのは、このような個

> 別の事実についてですね。つまり、個別的事実に即しても、形骸化はいつでも
 > どこでも「起りうる」、と。これに対して、理論的位置付けに即しては、形骸
 > 化は一定の局面では「起りうる」どころか“起こらなければならない”わけで
 > す。そもそも個別的事実に即しても「起りうる」のはシステムそのものが必然
 > 的に要請しているからだったわけです。

ここは書きながらいまいちだなと思ったところですが、うまく説明してくださりありがとうございます。

株式の分散にせよ、法人化にせよ、それは、所有と機能の分離の実現諸形態なのであって、それらからこの分離を説明するは転倒なのです。個々の事実としては形骸化は起こりうるが、資本の必然的な媒介として「起こらなければならない」のです。法人化が進んでいなかった状況では、日本の株式会社は、株主総会が民主的に開かれていたのでしょうか。一寸考えても奥村の説明は一貫しません。

> 俺に言わせると、新自由主義のポイントは“プリバタイゼーションがバラ色の
 > の未来を齎す”ということにあり、これは“ナショナリゼーションがバラ色の
 > 未来を齎す”ということの一卵性双生児です。もちろん、現状では、前者の方
 > が後者よりも進歩的です（当たり前！）が、非現実的ということではどちらも
 > 同じです。俺は、圧倒的少数派である反動的左翼をいつまでも相手にしていて
 > も仕方がないのであって、進歩的右翼を徹底的に批判するべきだと考えていま
 > す。

これはちよつとりとめもないんですが、新自由主義は、古典派経済学が生産力発展を使命にした点で、人類の幸福の味方だ、といえるのと同様、「進歩的」だということは、今井さんのおっしゃるとおり「当たり前」ですよね。これに対し、これ以前の批判派たちは、疎外の直感において価値があり、俗流経済学の予定調和的世界はこれの裏返しで俗物的である。新自由主義の国家に対する民間の対置は、民間そのものの権力を隠蔽するので、国家に対する左翼、しかし反動ともいえます。新自由主義問題重要ですね。というより、どちらもおなじなのだ、ということですね。マル経から新自由主義に転向するやつがふえるでしょうが、逆に非マル経は規制

論者になります。だいたい、日本に激しい新自由主義者っていない気がします。「血を流すけど改革だ」なんて左翼でしょう、まるで。「右翼」というと、『発言者』だけでなく、『大航海』とか『思想』とかもそういないこともないです。

> 法人所有という特殊

> 的な一形態においてではあっても、それでもやはり私的所有の止揚に着目して
 > いる奥村さんは、凡百のマルクス経済学者の諸君よりもよほど優れていると思
 > います。素晴らしい現実感覚の持ち主です。

所有史観において、物象の自立化に着目しているといってもいいかもしれませぬ。マル経の伝統的な「経営者支配論」＝まやか論よりましだとおもいます。

奥村さんは、中央大学では、いつもお疲れの様子で、いい人の方です。講義出席者の話では、朝の1校時に、出席を採らないので、少ない学生を相手に一所懸命だったそうです。

[ism-study.6] On the "Person" etc.

投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/07/23 07:56:27
 修正日時： —

元発言

表題： [ism-study.5] Re: On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)
 投稿者： 神山 義治
 投稿日時： 1999/07/22 16:31:59

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.9] Re: On the "Person" etc.	神山 義治	1999/07/26 20:41:42

神山さん、ISM 研究会の皆さん、今井です。

神山さんのコメントにかこつけて、ちょっと俺自身の発言の補足です。俺は“[ism-study.4] Re: On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)” (1999/07/22, 06:42) の中で次のように欠きました。

>(1)個人的な私的所有者は真の人格なのかということになる。そんなわけはな
>いのであって、個人的な私的所有者は物象の人格化であり、ほかならないこの
>物象というものを指定する人格があるはずである。だから、個人的な私所有
>者は人格ではあるが、物象の人格化としての人格、物象としての人格である。

俺が問題にしたいのは、私的所有者が人格であるという時の、“人格”の位置付けなのですね。これは人格がペルソナ（仮面）であるのか、実践的な社会形成主体であるのかということにも関わってくる。労働の場面では、労働する人格と労働（力商品）の人格化との対立という形態で鋭く問題になってくるのですが、単純商品流通を見ている限りでは出口がないわけです。

さて、神山さんは“ism-study.5] Re: On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)” (1999/07/22, 16:31) の中で次のように述べています。

>かなり一般的。人格とは、自由な自己意識ということ。

このような「一般的」な規定をした後で、神山さんは“特殊的”に「商品生産の自由人」について次のように続けています。

>法的規定としての自由、人格は、ここに
>なりたつ。

問題は、この法的人格[*1]と、最初に出てきた人格——神山さんの定義では「自由な自己意識」——との関連なのです。“人格とはそもそも法的人格として通用するペルソナ（仮面）なのだ”と考えると、廣松さんのように“類的本質なんてのは虚構の主体なのだ”ということになってしまいます。ですが、法的人格として通用するペルソナ（仮面）は物象の人格化でしょう。それではほ

かならない物象とはなんのこたなのかと言うと、人格の物象化だということになる。それじゃあ、一体、物象化するべき人格はどこから出てきたの？ ——これが俺の問題意識だったのです。

[*1]皆さんはよくご存じでしょうが念の為。法的人格というと、つまり法人のことだから、会社（非自然人）のことなのかと思わないでください。そもそも法的人格は自然人でなければならいわけです。法的な権利（優れて私的所有権）を付与され法的な行為（優れて商品交換）を行う能力がある自然人こそが法的人格、つまり法人なのです。自然人に基礎をおいているからこそ個人を法的人格として認めることができるわけです。

自然人ではない——人間ではない——得体の知れないものを、法的人格として認めるためには、そういう得体の知れないものが事実そのものにおいて権利主体として行為していなければなりません。もし資本が個人的な資本家の持ち物として現れ続けるならば、総ては資本家の行為に解消します。その資本家が何人いようと、各資本家にそれを分解すればいいだけの話です。ところが、資本の運動の方は資本家の運動から自立化してしまいます。既に事実そのものにおいて、資本が権利主体として行為してしまっているのです。それが当事者意識に対して暴露された時に、そしてそのようなものとして当事者が振る舞っている時に、既に資本は法的人格になっていると言えます。

困ったことに、現在の民法の解釈は法人擬制説と法人実在説とのゴチャ混ぜになっています。（まあ、別に困るようなことではなく、資本がそのような分裂した姿態を展開するのであり、このような分裂した姿態のどちらについてもそれを徹底することは事柄の性質上、できないからなのですが）。こういうわけで、民法の教科書を開くと、“自然人ではないような得体の知れないものに

法的人格を付与するのは、法的テクニック（現在の日本では具体的には登記）である”なんて、平気で書かれているわけです。ですが、上に述べたように、法制度的な整備に先行して、資本は、当事者に対してそのようなものとして現れ、且つ当事者がそのようなものに対する仕方で振る舞っている時には、既に法的人格になっていると、俺は考えます。

法制度的な整備によって初めて当事者意識に対して資本の自立的な物象的運動が暴露されるわけではないのです。しかし、法制度的な整備は暴露を受け取った当事者意識を、公認の意識として固定化するわけです。その意味では、法制度的な整備の場面は、優れて当事者意識に対する資本の自立的運動の場面になるわけです。

さて、このような法人は正に自然人という基礎を欠いているからこそ、自然人から区別されるべき法人、自然人ではない法人という意味で優れて“法人”であるわけです。“法人ではあり得ないもの”こそが“法人でしかあり得ない”という点で優れて“法人”であるわけです。こうして、現在では、法人と言ったら専ら“自然人ではない法人”のことを意味するようになっているわけです。

>会社も人。

これが会社形態のミソ（会社実体のミソではないが）ですね。個人企業の場合には、なんとか流過程では、企業は人の持ち物だという言い訳が通じたのだが、ひとたび法人成りすると、企業（つまり資本）の自立化が露になる（いや、それ以前から自立化していたんだけど、当事者意識に現れるまでに自立化してしまう）。—— “俺は会社に雇われているんだ”（従業員を雇っているのは資本家ではない。代表取締役でも株主総会でも株主集団でもない）。とは言っても、会社が人ではないのは誰の目にも明らかであるから、自分自身の正当化のためには自然人——株主としての個人的な私的所有者——を要請す

る。法人所有・機関所有においては、この要請からさえも、資本は自立化してしまう。——こんなところでしょうか。

[ism-study.7] On "New Liberalism" etc.

投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/07/24 22:25:30
 修正日時： ——

元発言

表題： [ism-study.5] Re: On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)
 投稿者： 神山 義治
 投稿日時： 1999/07/22 16:31:59

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.8] Re: On "New Liberalism" etc.	神山 義治	1999/07/26 17:53:23
[ism-study.10] Re: On "New Liberalism" etc.	神山 義治	1999/07/27 13:51:00

神山さん、ISM 研究会の皆さん、今井です。

神山さんは“[ism-study.5] Re: On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)” (1999/07/22, 16:31) の中で次のように述べています。——

>新自由主義は、古典派経済学

>が生産力発展を使命にした点で、人類の幸福の味方だ、といえるのと同様
 >、「進歩的」だということは、今井さんのおっしゃるとおり「当たり前」
 >ですよ。これに対し、これ以前の批判派たちは、疎外の直感において価
 >値があり、俗流経済学の予定調和的世界はこれの裏返して俗物的である。

この点についてですが、新自由主義が古典派がそうであるのと同様に“進歩的”であるという点については、俺はちょっと違う考えを持っています。もしかしたら俺の考えと神山さんの考えとは余り違わないのかもしれませんが、なかなか論争状況にならないようですし、古典派の評価は現代の社会的意識形態

の評価に関わる問題ですから、敢えて議論を吹きかけます。

旧自由主義にもいろいろあって、俗流経済学も古典派経済学も旧自由主義だと言っていると思います。ところが、その内容は天と地ほど異なるわけです。古典派は無媒介的な、直接的な、暴力的な仕方ではあっても、地代を利潤に、そして利潤を剰余価値に還元したのであって、この点では資本主義の矛盾の暴露の無自覚的な意識形態です（本人たちがそれを矛盾と感じていたのであろうとあるまいとも）[*1]。物神崇拜に留まりながら、物神崇拜を打ち破る意識。古典派が生産力発展を使命にしたのも、自由・平等・所有によってはもはや資本主義を正当化し得なくなったという現実が背後にあったのではないのでしょうか。別に生産力発展と蓄積進行とを提唱したということ自体が古典派の積極的な意義なのではありません。自己の理論構造によって生産力発展と蓄積進行とを時代の当為として提唱することができたということが古典派の積極的な意義なのだと思います。だからこそ、古典派は、自己の内部から経済学的批判派（中心的にはリカード派社会主義）を生み出さざるを得ず、遂にはジョーンズで終わりを告げなければならないわけです。俗流経済学（及び新自由主義）とは異なって、古典派は自己の理論の内部に解体の必然性と“古典派以後”の批判的理論の生成の必然性を孕んでいたわけです。

[*1] 「このような虚偽の外観を、このような瞞着を、富の様々な社会的エレメントが互いに対して自立化し骨化するというのを、このような、諸物象の人格化と生産諸関係の物象化とを、このような日常生活の宗教を解消させたということは、古典派経済学の偉大な功績である〔……〕〔Es ist der grosse Verdienst der klassischen Oekonomie diesen falschen Schein, diesen Trug, Verselbstständigung und Verknöcherung der verschiedenen socialen Elemente des Reichthums gegen einander, diese Personification der Sachen und Versachlichung der Productionsverhältnisse, diese Religion of every day's life, aufgelöst zu haben〔…〕〕」（Hm, S.852）。

俗流経済学の態度は、日常生活の宗教を教義化するということによって、物神崇拜の世界に留まろうとする態度です[*1]。俗流経済学が学派として登場するのは古典派以降です[*2]。マルクスはそれ以前の俗流的経済思想を必ずしも“俗流経済学”とは呼んでいません。彼らもまた、自由主義以前の社会に対しては、古典派と同様に“進歩的”なのではないでしょうか。——新自由主義が旧社会主義国および旧社民諸国、旧ケインズ主義諸国に対して進歩的であるのと同様に。

[*1] 「俗流経済学は事実上、ブルジョア的な生産諸関係に囚われたこの生産の当事者たちの諸表象を教義的に翻訳し、体系化し、弁護論化する以外にはなにをもしない」（S.720--721）。「現実的な生産当事者たちの日常的表象の教師的な、多かれ少なかれ教義的な翻訳であるのにほかならない俗流経済学」（Hm, S.852）。「われわれが批判している経済学研究者たちからは大いに区別されるべきである俗流経済学者たちは、事実上、資本主義的生産に囚われているこの生産の担い手たちの諸表象、動機など——それらには、資本主義的生産がただその表面的な外観においてのみ反映されている——を翻訳しているのである。俗流経済学者たちは資本主義的生産の担い手たちの諸表象、動機などを教義的な言葉に翻訳するが、但し支配的な部分の立場から、資本家たちの立場から翻訳するのであり、それ故に、率直かつ客観的ではなく、弁護論的に翻訳するのである〔Die Vulgärökonomien --- sehr zu unterscheiden von den ökonomischen Forschern, die wir kritisirt --- übersetzen in der That die Vorstellungen, Motive etc der in der capitalistischen Production befangnen Träger derselben, in denen sie sich nur in ihrem oberflächlichen Schein reflectirt. Sie

übersetzen sie in eine doctrinäre Sprache, aber vom Standpunkt des herrschenden Theils aus, der Capitalisten, daher nicht naiv und objektiv, sondern apologetisch.」(61--63, Teil 4, S.1453)。

[*2]「俗流経済学の場合には、振る舞い方は〔古典派経済学の場合とは〕全く異なる。経済学それ自身がその分析によって自己自身の諸前提を解消させ、動揺させるようになるのと同時に初めて、従ってまた経済学に対する対立が多かれ少なかれ経済学的・ユートピア主義的・批判的・革命的な形態で実存するようになる——と言うのも、やはり、経済学と経済学自身から生み出された対立との発展は、資本主義的生産に含まれている諸々の社会的対立と諸々の階級闘争との実在的な発展と歩調を合わせるからである——のと同時に初めて、俗流経済学は幅をきかせるようになる。経済学が或る程度の発展に達するようになって——すなわちアダムスミス以後に——初めて、そして確固たる〔=fest〕諸形態を自己に与えるようになって初めて、経済学の中で、現象を経済学の表象として単に再生産するのに過ぎないというエレメント、経済学の俗流的エレメントは、経済学の特殊的な叙述として経済学から自己を分離するのである。〔.....〕

〔Ganz anders verhält es sich mit der Vugärökonomie, die sich zugleich erst breit macht sobald die Oekonomie selbst durch ihre Analyse ihre eignen Voraussetzungen aufgelöst, wankend gemacht hat, also auch schon der Gegensatz gegen die Oekonomie in mehr oder minder ökonomischer, utopistischer, kritischer und revolutionärer Form existirt. Da ja die Entwicklung der politischen Oekonomie

und des aus ihr selbst erzeugten Gegensatz Schritt hält mit der realen Entwicklung der in der capitalistischen Production enthaltenen gesellschaftlichen Gegensätze und Klassenkämpfe. Erst sobald die politische Oekonomie eine gewisse Breite der Entwicklung erlangt hat --- also nach A. Smith --- und sich feste Formen gegeben, scheidet sich das Element in ihr, das bloße Reproduction der Erscheinung als Vorstellung von derselben, ihr Vulgärelement von ihr ab als besondere Darstellung der Oekonomie. [...] 〕」(61--63, Teil 4, S.1499)

新自由主義にもいろいろあってそれぞれ区別されなければならないのでしょう。正直に言って、俺は、新自由主義が思想そのものとして旧自由主義とどう異なるのか、よく解りません。ひょっとすると、前者は、取得法則転回をヨリ深く経験しているからこそ、ヨリ積極的に矛盾を隠蔽しようとする一段と自覚的な、ヨリ自覚的な(俗流経済学と比較して)態度なのかかもしれません。この点、もう少し詰めたいと考えています。ですが、基本的には、思想としての新自由主義の位置付けは古典派の位置付けとは全く違っているのではないのでしょうか。やはり新自由主義が自由主義経済を讃美し得るのは、資本主義の矛盾を隠蔽するということによってでしょう。言ってみると、新自由主義はバカ(あるいは腹グロ) [*1]であるからこそ、ノー天気な社会主義批判, 社民主義批判, ケインズ主義批判をすることができたのだと思います[*2]。理論の内容そのものの位置付けでは、新自由主義は俗流経済学と同じように見えます[*3]。ハッキリ言って、新自由主義の場合には、理論そのものの内部には出口はありません。理論とは全く異なる現実が露呈しているということによって、破綻するしかありません[*4]。

[*1]ハイエクなんかどう見ても腹グロには見えません。
やはりバカなのでしょう。

[*2]この点では、あの吐き気を催すようなケインズ主義思想だけではなく、あの吐き気を催すようなマルクス主義思想、あの吐き気を催すような社民思想も現代社会の中で取得法則の転回（これ自身は自覚的ですが）の無自覚的な形態として、しかるべき位置が与えられるべきであると考えています。要するに、これらの思想は、もし理論としてではなく、社会的意識形態として把握されるならば、積極的な評価の対象になると思います。この点では、神山さんが――

>これ以前の批判派たちは、疎外の直感において価値があり、

とおっしゃるのに、全く同感です。

[*3]神山さんが、――

>新自由主義の国家に対する民間の対置は、民間そのものの権力を隠蔽するので、国家に対する左翼、しかし反動ともいえます。

とおっしゃるのは、要するに俗流経済学の態度ではないでしょうか。

[*4]新自由主義は自己の主張を一貫させようと誠実に努力すればするほど滑稽になっていきます。今回のテキストである『株主総会』との関連で言うと、例えばフリードマンは“企業所得なんてものはない”などとナンセンスなことを言って資本の自立化を否定しようとしています（フリードマン（1980），第33頁）。その意味では、自由主義は徹底すれば徹底するほど、ますますそれが非現実的になるという点で、大きな効用を生み出します。

それを通じて、これは確かに資本の自立化が既存の前提に反するという点を暴露してくれます。しかし、新しいもの（の萌芽および発展方向）は何も生み出していません。資本の自立化を否定するということによって却って資本の自立化を明瞭にするという消極的な意義しかそこにはありません。

但し、思想の内容そのものの位置付けではなく、歴史的な状況の中での位置付けでは、新自由主義は俗流経済学とは全く異なっているのです。俗流経済学の場合には、資本主義育成のための重商主義に対する批判は既に重農学派・古典派によって完了していたわけです。これに対して、新自由主義の場合にはソ連・東欧社会主義、西欧社民、ケインズ主義に対する批判を一手に担わなければなりません。その点で、危機意識（ソ連・東欧社会主義、西欧社民主義、ケインズ主義）に対して、“危機は社会的に作られたのだ（自然的状態では危機は存在しないのだ）”という形での危機意識が対抗させられなければならなかったわけです。新自由主義の革新的・進歩的性格は正にこのような歴史状況において、担わされたものだと思うのです。危機意識に対する危機意識。その限りで、新自由主義は時代の当為を担わされたわけです。新自由主義は、ただソ連・東欧社会主義、西欧社民主義、ケインズ主義に対する限りでのみ、進歩的だと言うことができるのだと思います。

何言っているのかよく解らないかもしれませんが――実際にまた、俺自身、よく解っていないのですが、――理論の内容に即して時代の当為を積極的に把握した古典派経済学と、危機意識に対する危機意識という形で時代の当為を反映している新自由主義とは区別しなければならないのではないかということです。マルクス主義批判、社民主義批判、ケインズ主義批判を取り除いてみると、新自由主義というのはただの俗流経済学です。

参考文献

- 61--63, Zur Kritik der politischen Ökonomie (Manuskript 1861--1863), In: MEGA² II/3
Hm, Das Kapital (Ökonomisches Manuskript 1863--1865) Drittes

Buch, In: MEGA² II/4.2
 フリードマン, M&R (1980), 『選択の自由——自立社会への挑戦』, 西山千
 明訳, 日本経済新聞社, 1980年 (FREE TO CHOOSE: A Personal Statement
 の邦訳)

[ism-study.8] Re: On "New Liberalism" etc.

投稿者: 神山 義治
 投稿日時: 1999/07/26 17:53:23
 修正日時: —

元発言

表題: [ism-study.7] On "New Liberalism" etc.
 投稿者: 今井 祐之
 投稿日時: 1999/07/24 22:25:30

コメント

コメントはありません。

今日は、神山です。今井さん、コメントありがとうございます。

“[ism-study.5] Re: On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)”では私
 は、古典派と俗流経済学の次の区別はとりあえず、前提だったので書きま
 せんでした。

古典派経済学が科学の眼差し、単なる現象でなく本質をとらえる眼差し
 を持つこと。労働価値論的な剰余価値をつかむこの眼差しが、マルクスの
 うちに批判的に位置付けられたこと（この眼差しそのものの把握態度の解
 消も含めて）。古典派自体分裂的であり、マルクスから分岐した古典派の
 滓（かす）は、古典派のイデオロギー性の普及に過ぎないこと。このイデ
 オロギー性とは、現代社会を解くのに、すでに現代社会を内面化した個人
 （計算人、所有者）を起点にしており、媒介されない前提を外に持って
 いる（神様と同じ）ことです。

その上で、
 >>新自由主義は、古典派経済学

>>が生産力発展を使命にした点で、人類の幸福の味方だ、といえるのと同様
 >>、「進歩的」だということは、今井さんのおっしゃるとおり「当たり前」
 >>ですよね。これに対し、これ以前の批判派たちは、疎外の直感において価
 >>値があり、俗流経済学の予定調和的世界はこれの裏返しで俗物的である。
 と書いたのは、批判派＝疎外の固定化論と、生産力の推進論という2つの
 捨象をもんだいにしたつもりでした。捨象だから、補い合っているのです
 。疎外の孤立的認識は、生産力が人間の幸福の基盤だということの捨象で
 あり、反生産力の主張にならざるをえません。これに対して、生産力の主
 張は、対立性の捨象です。

そのうえで、科学的な資本の推進論（リカード）と非科学的な資本の推
 進論とを区別できます。今井さんが、

> 自己の理論構造によって生産力発展と蓄積進
 > 行とを時代の当為として提唱することができたということが古典派の積極的な
 > 意義なのだと思います。

>理論の内容そのものの位置付けでは、新自由主義は俗流経済学と同じよ
 >うに見えます。

述べていらっしゃるのもそのとおりだと思いますが。

>新自由主義は、ただソ連・東欧社会主義、西欧社民主義、ケインズ主義
 >に対する限りでのみ、進歩的だと言うことができるのだと思います。

付け加えると、ケインズ主義も進歩的です。諸個人の共同物である資本
 の、運動形態の発展だからです。反ケインズ主義、反新自由主義、反資本
 主義、どれも反がつくものは、相手に依存しているのでだめなのです。

実践的社会形成運動としての新自由主義について一言付け加えると、民
 営化路線は、効率性を正当化根拠にしており、私的な物の公共性を却って
 露出してしまいます。フリードマンの素敵な私有主義が逆説的にですが、
 かえって資本の公共性を露出するように。私有による正当化という基本に
 かわっておこなう隠蔽工作は、全部失敗に終わります。これを自覚にもたら
 すのが、理論でしょう。

[ism-study.9] Re: On the "Person" etc.

投稿者： 神山 義治
 投稿日時： 1999/07/26 20:41:42
 修正日時： ——

元発言

表題： [ism-study.6] On the "Person" etc.
 投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/07/23 07:56:27

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.15] Re^2: On the "Person" etc.	今井 祐之	1999/08/02 11:57:59

今日は、神山です。今井さん、皆さんごきげんよう。

皆さん、気軽に投稿しましょう。私も、自分で分っていないことばかり書きこんでます。分っちゃったらおしまいですからね。

人格が、今井さんによって問題にされています。

いろいろ考えるとところたくさんあるのですが、ごく簡単にコメントつけ私の見解をのべてみます。

- > 俺が問題にしたいのは、私的所有者が人格であるという時の、“人格”の位置付けなのですね。これは人格がペルソナ（仮面）であるのか、実践的な社会形成主体であるのかということにも関わってくる。労働の場面では、労働する
- > 人格と労働（力商品）の人格化との対立という形態で鋭く問題になってくるのですが、単純商品流通を見ている限りでは出口がないわけです。

単純流通は幸せな世界ですね。とりあえず、みんな自由な自己決定する個人です。

法的な人格は、自由な実践的な社会形成主体です。しかし、その内部論

理では総体システム（唯一の合意原則）でも、総体システムにはなっていません。根源的に自己再生産するような社会形成運動は、労働であり、これを材料にしている資本、これに法的な人格は依拠しています。資本は法的な人格なしでは成り立たず、それを自分の再生産に結び付けますが、法的な人格は資本を自分の条件として想定しそれを再生産するわけではありません。しかし、法的な人格は全世界であるがゆえに、その社会実践の関係行為によって規制されない関係が現れたならば、自己同化しようとする。資本は法的な人格の関係行為の規制の及ばない、法的な人格の限界として、限界の向こうの生産として、露出する。矛盾はリアル（評価や願望ではない）。自由人は分裂を許さず、総体システムでなければならず、労働は総体システムだが、分裂している。で、自由人の固持でも解体でなく、生産と合致している自由人が、全面化すべきシステムである。

法的な人格が単なる仮面であるということは、法的な人格の概念に反するので、これは物象的な関係です。自分でないものに操られている人格は、人格だが、人格ではありません。共同体に操られている人格、貨幣に操られている人格。欲望を満たすべく行動する法的な人格が、商品の自己に関連に位置付けられています*[1]。物象が法的な人格を自己の人格化とするわけです（商品の人格化）。法的な人格がかく分裂的なのですが、単純流通では、法的な人格と物象的世界とがすみわけして平和に媒介されています。社会的実践関係行為は、法的な人格の自由な主人公としての社会的合意、人格の客体の総体化運動、その運動に転換されている、人格という形式の否定された再生産根拠、というように。

しかし、法的な人格は労働に反射するとそういつてられません。社会の自己意識である法的な人格は、自己意識の自由は、私的所有者でありながら、自分の所有物である労働力と生産手段との合体物が、他人の力として自分たちを規制してくるのを経験します。自分の生産が、境界線の向う側の生産。資本家も資本の歯車になりはてます。株主としての資本家も、会社の自立性として自分たちの支配物が逆にさからってくるのを経験します。

しかし法的な人格は知らん振りをもします。法的な人格が、この労働に反射する眼差しを断ち切られたまま、影の世界で人格否定的な世界が運行するならば、人格的自由のこの孤立性は本質の遮断です。これを押し付けるのが、自由主義イデオロギーでしょう。

で、生産が共同的で公共的であることも法的人格の目にさらされ、生産の人格性、共同性も形成されます。が、自由な私的所有のおかげで自由な法的人格、という世界の孤立を他方で許してしまっているような、生産の公共性は、変革と結びつきません。人格と公共性が分裂、人格が分裂、公共性が分裂、したままです。システム内の反システムを、生産の社会化といい、労働者階級といい、生活世界といい、市民といい、人格といい、何と呼んでも、総体を捉えず、すべて願望、道徳論議（立上がれ）になります。あるいは絶望。

*1 物象化というと、物がロボットみたいに動くとか、人格化というと、少年が変チンポコイダーに返信するみたいに、あるいは、ほんとの擬人化みたいに、直接的にイメージする経済学者がいますが、かわいそうですね。

> さて、神山さんは“ism-study.5] Re: On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA > Hiroshi)”（1999/07/22, 16:31）の中で次のように述べています。
>
>>かなり一般的。人格とは、自由な自己意識ということ。
>
> このような「一般的」な規定をした後で、神山さんは“特殊的”に「商品生産 > の自由人」について次のように続けています。
>
>>法的規定としての自由、人格は、ここに
>>なりたつ。

人格とは、労働の媒介性に位置する概念だとかがえています。人格が出发点なのではない。しかし、労働は人格的に媒介され、人格を自己の契機にしています。生き生きした個性。

労働の産物は人格性の発露です。自己と対象物との相互承認。しかし商品生産では、産物とそれをつくった人格とは疎遠です。

人格的、とは社会的に媒介されている、ということです。孤立的な生産は、人格的ではありません。相互承認がありません。人格の関係が成り立

ってません。人格であることは否定されてます。この生産の社会的に依存しあう側面は、商品が担います。商品が人格です。（生産における人格的關係が物象の關係になってます。別に生産の中に人格なるものが潜在してそれが物象に変身するのじゃありません）

でも直接には人格じゃありません。権利主体としての個人を自分の権利主体に捕らえます。商品は自分の五感を持たなきゃならんよ。商品の自己実現である交換、ここで当事者の社会接触が、人格性が、共同体を想定しない自由な振舞いが、商品的手段になります。

ついでに、賃労働ですが、これも当然、人格性を否定された自己対立的な裸の労働で、人格として立上がらず、賃労働を自己労働化している私的生産も人格として立上がらない、というわけです。

> 問題は、この法的人格[*1]と、最初に出てきた人格——神山さんの定義では
> 「自由な自己意識」——との関連なのです。“人格とはそもそも法的人格とし
> て通用するペルソナ（仮面）なのだ”と考えると、廣松さんのように“類的本
> 質なんてのは虚構の主体なのだ”ということになってしまいます。ですが、法
> 的人格として通用するペルソナ（仮面）は物象の人格化でしょう。それではほ
> かならない物象とはなんのことなのかと言うと、人格の物象化だということに
> なる。それじゃあ、一体、物象化するべき人格はどこから出てきたの？ ——
> これが俺の問題意識だったのです。

広松は、自由な人格を社会という対象から追い出し、自分だけが自由な人格だとしているのです。これは、私的所有の捨象です。変革論としては、広松の嫌う当のものです。労働者は商品だが自己意識なんでござるよ、という疎外革命論、労働者だって人間なんだ、という人間主義、現場主義、無媒介な階級主体論、これがいやならルンペンによる革命（いやな社会だなあ）。あるいは、道徳的に主張されるだけの企業の社会的責任論。これの裏腹の生産の捨象としての自由主義。

まとまりませんがでは。

[ism-study.10] Re: On "New Liberalism" etc.

投稿者： 神山 義治
 投稿日時： 1999/07/27 13:51:00
 修正日時： —

元発言

表題： [ism-study.7] On "New Liberalism" etc.
 投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/07/24 22:25:30

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.11] Re^2: On "New Liberalism" etc.	今井 祐之	1999/07/27 17:11:48

今井さん、皆さん、神山です。
 ちょっと補足です。
 今井さんが取上げた私の文章は、「古典派には悪いなあ」とおもいながら、書いたんです。

「リカードウの感傷的な反対者が主張したように、生産はそれ自体としては目的ではないと主張しようとするすれば、その人は、生産のための生産が、人間の生産力の発展、つまり自己目的としての人間自然の富の発展（自己目的からここまで傍点）以外にはなにも意味しないことを忘れているのである。もし、シスモンディのように、個人の福祉とこの目的とを対立させるとすれば、…。シスモンディが正当であるのは、ただ、この対立をもみ消し（もみ消し傍点）否定する経済学者たちに対してだけである。…その人たちは、こうした人間（人間傍点）種族の能力の発展が、たとえ最初は多数の個人や人間階級全体さえも犠牲にしてなされるにしても、結局はこの敵対関係を切り抜けて個々の個人の発展と一致するということが、したがって個人のより高度な発展は個人が犠牲にされる歴史的過程を通じてのみ達せられるということ、を理解していないのである」（「1861・1863年草稿」『資本論草稿集』6、1981年、160～161ページ）。

ここでは、「リカードウの感傷的な反対者」が、生産の自己目的化とい

う時代精神に反対すること、「シスモンディ」が、この目的と個人の福祉とを対立させるが、これは「対立をもみ消す」連中に対して正当であること、をみてみます。

両者は、もちろん、批判派です。シスモンディに対して対置されているのは、「対立をもみ消す」おめでたい人、です。この引用の前後では、リカードは、科学的に冷酷だということが評価されています。理論的には、「新自由主義」は科学ではありません。「対立をもみ消す」自由貿易論者のようなものです。

生産力の推進といっても、新自由主義の「合理性」「効率性」は、リカードの科学的で、ある暗い予測のようなものを孕んだ理解とは異なります。社会運動としての新自由主義的政策は、国際分業論として、おっしゃるとおり、一国ケインズ主義、一国社会主義より進歩的です。それを新自由主義と名づけるべきかは分かりませんが、学者としての新自由主義者は、単にこういう状況に乗っかっているだけで、リカードの誠実さとは異なります。誠実なら、マルクスやるでしょ（?）。

補足でした。

[ism-study.11] Re ^ 2: On "New Liberalism" etc.

投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/07/27 17:11:48
 修正日時： —

元発言

表題： [ism-study.10] Re: On "New Liberalism" etc.
 投稿者： 神山 義治
 投稿日時： 1999/07/27 13:51:00

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.12] Re: Re^2: On "New Liberalism" etc.	神山 義治	1999/07/28 14:10:01

神山さん、ISM 研究会の皆さん、今井です。うーん、今、“[ism-study.10] Re: On "New Liberalism" etc.” (1999/07/27 13:51) をざっと読んだところ、古典派評価については対立点がなくなっちゃったような気がします。が……。議論を混乱に導いている原因の一つは、俺自身の頭脳が混乱しているということのほかに、俺がきちんと自分の問題意識を提示していないということにあると思います。ですから、最初に先ず、神山さんへのお返事ということではなく、俺自身の問題意識を明確にしておきましょう。

俺が“[ism-study.7] On "New Liberalism" etc.” (1999/07/24 22:25) で述べたのは、要するに、“新自由主義と古典派、全然ちゃうやん”ということでした。どうして俺がこんな区別をしなければならないのか、ちょっと解りにくかったと思います。そこでは、――

第一に、進歩主義史観を批判しようということが問題意識でした。進歩主義史観を徹底しようとする（実は事柄の性質上、徹底することはできないのですが）、“生産力を発展させるということが社会的進歩にとっての唯一の客観的な基準であり、次の社会を準備するものである。ベトナム人民がベトナム戦争で勝ってしまったのがそもそも間違いだ。フランス・アメリカの傘の下でおとなしく経済発展に従事していればよかった。天安門事件もバカ学生の一揆だ。トウショウヘイ（漢字がよくわからん）は偉い”という、一つ一つの命題をとってみると至極ごもつともですが、全体を見てみると実に馬鹿馬鹿しい立場に陥ります。この立場が新自由主義を相手にすると、“新自由主義は進歩的で大いに結構。個人の自由を求める点でもマルクスと同じだ。ハイエクは素晴らしい。マルクス主義はマルクスに敵対的だが、新自由主義はマルクスに親和的だ”ということになります（かなり漫画チックに描いています）。

このような進歩主義史観に対して、反動的左翼の立場から批判する人もいますが、ちょっと問題外です。結局のところ、進歩主義史観の新自由主義評価を批判するためには、新自由主義の進歩性の規定性（一体どういう限定で、それが進歩的であるのかということ）を明らかにしなければならないわけです。

第二に、「諸理論」（剰余価値学説史）の「リカード学派の解体」稿をどのように評価するのかという問題意識でした。それまでマルクスは実に真面目な経済学史家として経済学の歴史を叙述していたのですが、突如として「リカード学派の解体」稿では推理小説家に転回し、学問的な嘘デタラメをやらかしているわけですね[*1]。これをどう評価するのかということは、マルクス理論が

歴史的文脈の中でどのように位置付けられるのかということ（もっと実践的に言うと、マルクス以後に社会科学の発展なんてあったのか、あったとしたらどのようなレベルでの“発展”だったのか、ということです）に直結します。何故ならば、「リカード学派の解体」稿は“経済学解体”稿であり、“マルクス理論の必然性”稿であるからです。古典派の位置付け問題はここに関わっているわけです。

[*1]例えば、ベイリについては、鈴木鴻一郎さんと廣松さんとかは“ベイリ稿でマルクスはリカードとベイリとを両刀批判しているのだ”と主張しています。けれども、実際にはマルクスはベイリのことなど全く評価していません。従って、彼らの主観的意図は別にすると、客観的には、鈴木さん、廣松さんはマルクスを批判しているわけです。だって、ベイリとリカードとを両刀批判するべきであったのにも拘わらず、マルクスは両刀批判していないわけですから。

例えば、玉野井芳郎さん（及び西欧の学史家たち）は、“リカード派社会主義は、正しくは、スミス派社会主義である。何故ならば、リカード派社会主義者たちはリカードの理論などこれっぽっちも理解しておらず、経済学的説明ではスミス理論に頼っているからだ”と、これは自覚的にマルクスを批判しています。

例えば、明石さんも、“マルクスのマルサス評価はちょっとおかしい。何故ならば、同じく支配労働価値説を展開しながら、スミスは搾取の直観として評価されているのにも拘わらず、マルサスは科学の否定として批判されているからだ”と、これもまた自覚的にマルクスを批判しています。

大体、マルクスのジョーンズ評価、ありゃ一体なんですか。ジョーンズで真の経済科学は終わるだって？ これはマルクスという個人崇拜の対象が書いているからいいようなものの、もし俺が学史学会なんかでマルクスと

同じ発言をすれば、“いやいや、そもそもジョージズは経済学者ちゃいまんねん”と嘲られるのがおちです。

このように、マルクスを評価するという形で批判しようと、批判するという形で批判しようとも、いずれにせよ、アカデミックに見ると、「解体」稿はおかしいところだけである。それにも拘わらず、神山さんもよくご存じのように、「諸理論」の中で「解体」稿が最も理論的に面白いところであり、且つマルクスは主要草稿を執筆する中で何度も「解体」稿を参照しているわけです。

一般論として、古典派もケインズ主義もマルクス主義も社民主義も俗流経済学も新自由主義も進歩的（かつ反動的）である。これはこれでいいのです。でも、いまここで、ケインズ主義は反動的なものとして現れているでしょう。いまここで、マルクス主義は反動的なものとして現れているでしょう。いまここで、新自由主義は進歩的のものとして現れているでしょう。これをどうやって評価するか。理論の内容で（学史的な、アカデミックな仕方）で評価するのか、それとも他のモノサシで評価するのか。“[ism-study.7] On "New Liberalism" etc.”はこれを問題にしていたわけです。

それでは、神山さんへのお返事。神山さんは“[ism-study.8] Re: On "New Liberalism" etc.”（1999/07/26 17:53）で次のように述べています。

>実践的社会形成運動としての新自由主義について一言付け加えると、民
>営化路線は、効率性を正当化根拠にしており、

そしてまた、“[ism-study.10] Re: On "New Liberalism" etc.”（1999/07/27 13:51）で次のように述べています。

>社会運動としての新自由主義的政策

「実践的社会形成運動としての新自由主義」というのも、ひょっとすると、いわゆる新自由主義的政策（1980年代以降）のことを指しているのでしょうか。そうだとすると、ここでちょっと二人の間で話がずれてしまっているのです。俺は“[ism-study.7] On "New Liberalism" etc.”（1999/07/24 22:25）で、――

>但し、思想の内容そのものの位置付けではなく、歴史的な状況の中での位置付けでは、新自由主義は俗流経済学とは全く異なっているのです。

と申し上げました。恐らくこういう表現がよくなかったのでしょうか。俺としてはあそこでは、直接的には、政策としての新自由主義を問題にしたつもりはなかったのです。あくまでも思想としての新自由主義について、その内容そのものとそれが置かれる具体的な歴史的な文脈との区別について語っていたのです。何故ならば、新自由主義“政策”なんてものが本当に実存したのか甚だ怪しいものであるのに対して、時代の当為としては新自由主義“思想”は確かに実存しているからです。もちろん、“新自由主義政策については、わしゃ語らん”と言っているわけでは決してありません。それどころか、「それが置かれる具体的な歴史的な文脈」を問題にする時には、政策との関連を避けては通れません。一応すっきりしている“思想”から出発して、得体が知れない“政策”との関連を捉え直そうということです。

さて、「効率性を正当化根拠にしており」という神山さんの発言についてです。俺が“[ism-study.7] On "New Liberalism" etc.”の中で

>新自由主義の革新的・進歩的性格は正にこのような歴史
>史状況において、担わされたものだと思うのです。

という途方もなく曖昧な表現を使って悩んでいる（他人をも悩ませている）のは、どうもこの点が引っかかっている（うまく整理をつけていない）からなのです。

現在では、既存の国営企業には効率性も正当性（単純商品流通における本来的な正当性——つまり自由・平等・所有）もないということがあまりに明らかですから、どっちでもいいように思われるかもしれませんが、イデオロギーの

「歴史的な状況の中での位置付け」という観点から言うと、“どちらの座標軸で相手を批判するのか”割と重要だと、俺は考えます。そもそも反マルクス主義・反ケインズ主義としての（つまり政策としての新自由主義ではなく、イデオロギーとしての）新自由主義は——両面をもっていましたが——どちらかと言うと本来的な正当性（自由・平等・私的所有）の側からマルクス主義・ケインズ主義を批判したように思われます（『隷従への道』）。

で、新自由主義思想と、その現実化であったはずの新自由主義政策との関連についても、補足しておきます（また議論の混乱の原因になるかな）。政策としての新自由主義について言うと、今現在、資本はその使命——社会的生産の形成、“効率性”の追及、“蓄積せよ”——から国有企業を制限に感じています。だから、“公正性”追及のマルクス主義的政策・社民主義的政策・ケインズ主義的政策ではなく、“効率性”追及の新自由主義的政策を、資本は資本の国家をして採用させた、と。この点、まだよく解っていないのですが、やはり相互的な転回があるような気がするのです。社民主義についてはまだちょっとよく解らないのですが、イデオロギーとしてのケインズ主義について言うと、（もちろん“公正性”をも重視していたのですが、それ以上に）“効率性”を追及するということによって、資本主義の延命を図ったはずなのです[*1][*2]。ところが、政策としてのケインズ主義について言うと、それが今では正に資本の機能性・効率性にとって制限になっているわけです。逆に、イデオロギーとしての新自由主義について言うと、（もちろん“効率性・機能性”をも重視していたのですが、それ以上に）“公正性”を追及するということによってマルクス主義・ケインズ主義を批判したはずなのです[*3]。ところが、政策としての新自由主義について言うと、それが今では正に資本の社会的使命である機能性・効率性を解放するからこそ資本によって受容されているわけです。以上の点については、ちょっと俺はまだ迷っているところなので、ご教示いただければ幸いです。

[*1]イデオロギーとしてのマルクス主義にとっても、もともと、公正性の追及と同じくらいに重要であったのは、機能不全に陥った資本主義に対して社会主義のバリエーションの機能性・効率性を対置するということだったと思います。

[*2]もちろん、ケインズの思想とケインズ主義の思想とは異なるわけです。ケインズの場合には、延命の果ての安楽死という深刻な問題があったからです。けれども、“資本主義の延命”という観点からは、まあ、この問題は捨象してもいいでしょう。

[*3]ドラッカー風に言うと、「[.....] ハイエク [.....] は『隷従への道』(1944)の中で、社会主義は不可避免的に奴隷化を意味するであろうと論じた。[.....] しかし、ハイエクはこの1944年には、マルクス主義が機能し〔work〕得ないとは論じなかった。逆である。彼が恐れたのは、正に、マルクス主義は機能し得るし、実際に機能してしまうであろうということであった」（Drucker (1993), p.33)。序でに言うと、ハイエクは現実には彼の眼前で機能しているケインズ主義を公正性の観点から批判していたわけです。

積極的な自説展開ではなく、論点確認に終始してしまいましたが、またその結果としてますます議論を混乱に招く危険がありますが、ちょっと時間がないので、このくらいで失礼いたします。

参考文献

Drucker (1993), POST-CAPITALIST SOCIETY, Harper Business

[ism-study.12] Re: Re^2: On "New Liberalism" etc.

投稿者： 神山 義治
 投稿日時： 1999/07/28 14:10:01
 修正日時： ———

元発言

表題： [ism-study.11] Re^2: On "New Liberalism" etc.

投稿者： 今井 祐之

投稿日時： 1999/07/27 17:11:48

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.13] Re^4: On "New Liberalism" etc.	今井 祐之	1999/07/28 20:25:35

今日は、神山です。今井さん、お忙しい中有難うございます。

> 古典派評価については対立点がなくなっちゃったような気がします

取敢えずそうですね。

> が……。議論を混乱に導いている原因の一つは、俺自身の頭脳が混乱している
> ということのほかに、俺がきちんと自分の問題意識を提示していないというこ
> とにあると思います。

> 第一に、進歩主義史観を批判しようということが問題意識でした。

> ベトナム人民がベトナム戦

> 争で勝ってしまったのがそもそも間違いだ。フランス・アメリカの傘の下でお
> となく経済発展に従事していればよかった。天安門事件もバカ学生の一揆
> だ。トウショウヘイ（漢字がよくわからん）は偉い”という、一つ一つの命題
> をとってみると至極ごもっともですが、全体を見てみると実に馬鹿馬鹿しい立
> 場に陥ります。この立場が新自由主義を相手にすると、“新自由主義は進歩的
> で大いに結構。個人の自由を求める点でもマルクスと同じだ。ハイエクは素晴
> らしい。マルクス主義はマルクスに敵対的だが、新自由主義はマルクスに親和
> 的だ”ということになります（かなり漫画チックに描いています）。

「進歩主義史観」の立場に対する批判が問題意識なのですね。

生きた人間たちが状況と対峙しながら選び取り、また行きつかざるを得なかつた歴史の展開を、後からこっちが進歩的だった、進歩的なものはよい、とする現実追認、「客観主義」が、問題なのだ、といったら、簡略過ぎましようか。

> 第二に、「諸理論」（剰余価値学説史）の「リカード学派の解体」稿をどの
> ように評価するのかという問題意識でした。

>

> 「実践的社会形成運動としての新自由主義」というのも、ひょっとすると、
> いわゆる新自由主義的政策（1980年代以降）のことを指しているのでしょうか。そうだとすると、ここでちょっと二人の間で話がずれてしまっているのでは
> す。

> 俺としては

> あくまでも思想としての新自由主義について、その内容そのも
> のとそれが置かれる具体的な歴史的な文脈との区別について語っていたのです。

話はずれていたようです。

> 一応すっきりしている“思想”から出発して、得体が知れない“政策”と
> の関連を捉え直そうということです。

政策は、中間物として現れますから。思想のほうはすっきりしているのかというと「一応」のような気がします。そもそもハイエクが「新」自由主義なのか、私は今のところはっきり考えてません。フリードマンともかなり違うし。

> 新自由主義思想と、その現実化であったはずの新自由主義政策との関連
> その現実化といえるのか、いえるともおもえますが。

> で、新自由主義思想と、その現実化であったはずの新自由主義政策との関連
> についても、補足しておきます（また議論の混乱の原因になるかな）。

混乱するかもしれないですね。ごく簡単にコメントさせていただきます。

>政策と

> しての新自由主義について言うと、今現在、資本はその使命——社会的生産の
 > 形成，“効率性”の追及，“蓄積せよ”——から国有企業を制限に感じていま
 > す。だから，“公正性”追及のマルクス主義的政策・社民主義的政策・ケイン
 > ズ主義的政策ではなく，“効率性”追及の新自由主義的政策を、資本は資本の
 > 国家をして採用させた、と。この点、まだよく解っていないのですが、やはり
 > 相互的な転回があるような気がするのです。社民主義についてはまだちょっと
 > よく解らないのですが、イデオロギーとしてのケインズ主義について言うと、
 > （もちろん“公正性”をも重視していたのですが、それ以上に）“効率性”を
 > 追及するということによって、資本主義の延命を図ったはずなので
 > す[*1][*2]。ところが、政策としてのケインズ主義について言うと、それが今
 > では正に資本の機能性・効率性にとって制限になっているわけです。逆に、イ
 > デオロギーとしての新自由主義について言うと、（もちろん“効率性・機能
 > 性”をも重視していたのですが、それ以上に）“公正性”を追及するというこ
 > とによってマルクス主義・ケインズ主義を批判したはずなのです[*3]。ところ
 > が、政策としての新自由主義について言うと、それが今では正に資本の社会的
 > 使命である機能性・効率性を解放するからこそ資本によって受容されているわ
 > けです。

ケインズ主義も、常識的に考えても、経済成長を想定し、それによって担保されること、失業吸収という公共性の実現が資本総体の成長の装置として転回的に規定されること、また失業吸収のためには資本の成長という公共性が想定されること、などすぐ思い浮かびます。

しかしこのこと自体は規制緩和の流れでも別になくなるわけではなく、アメリカこそ「福氏国家」（今井さん；topics[91]で、イデオロギストが国家にせいと失業が出るのだ、と逆立ちしたことをいっても、国家の介入自体がなくなるわけではありません。国家こそ悪だ、弱肉強食で、自己責任で、失業者は死ぬ、そのほうがいいんだ、という議論はあまりないでしょう。

政策としての新自由主義は「本来的な正当性」（私的所有）には無自覚

で、だらしなく、民営化のような全体論的な公共性をたて、効率性としても、徹底されてないでしょう。

とりあえず、今井さんの関心が「思想」（もちろんそのもの、ではなく）、にあり、私の関心が、単純なシステムの枠組にあった、というずれがあったようですね（単純化して）。人格性の世界の「国家」としての形成と、国家としての社会の理性、制御形式の、部分性、狭隘性、物象に依拠した分裂性。それに対する、批判形態としての物象的なものの広がり。しかしその虚偽性と自己解体性の露出。こんなことを私はイメージしてました。

簡単な応答のみですみません。

ではみなさん、また。

[ism-study.13] Re ^ 4: On "New Liberalism" etc.

投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/07/28 20:25:35
 修正日時： ——

元発言

表題： [ism-study.12] Re: Re^2: On "New Liberalism" etc.
 投稿者： 神山 義治
 投稿日時： 1999/07/28 14:10:01

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.14] Re: Re^4: On "New Liberalism" etc.	神山 義治	1999/07/29 14:29:07
[ism-study.25] Re: On "New Liberalism" etc.	窪西 保人	1999/08/04 12:33:15

神山さん、ISM 研究会の皆さん、今井です。ちょっと、現在、忙しいので簡単なお返事だけを。

コメント、どうもありがとうございます。ようやくお互いの視点の違いがハ

ツキリしてきたような気がします。

>「進歩主義史観」の立場に対する批判が問題意識なのですね。

古典派評価（なんで俺が古典派を新自由主義から区別するのか）に関する限りではね。それともう一つ、「解体」稿問題＝マルクス理論の位置付け問題。趣味の（学史家たちの）古典派評価ではない実践的な古典派評価は、結局のところ、マルクス理論の位置付け問題に帰着しますからね。

>生きた人間たちが状況と対峙しながら選び取り、また行きつかざるを得
>なかった歴史の展開を、後からこっちが進歩的だった、進歩的なものはよ
>い、とする現実追認、「客観主義」が、問題なのだ、といったら、簡略過
>ぎまじょうか。

正にその通りなのです。進歩主義史観＝客観主義。一つ一つの命題をとってみると——あるいはその命題の前提をとってみると——、手放して正しいもの、あるいは少なくとも反証不可能なものが多いのです。神山さんもよくご存じのように、これに対して反動的左翼の感傷的反論を対置しても勝ち目はありません。

>政策は、中間物として現れますから。思想のほうはすっきりしているのか
>かという「一応」のような気がします。

新自由主義思想なんて徹底することができないのは当たり前。但し、思想の方には、少なくともすっきりさせよう、徹底させようという努力があるわけです。政策の方はいきなり妥協の産物で最初からゴツ煮ですから、かなり厄介です（神山さんがおっしゃる「中間物」）。

>そもそもハイエクが「新」自

>由主義なのか、私は今のところはっきり考えてません。フリードマンとも
>かなり違うし。

どっちも新自由主義だと思いますよ。まず、“自由主義”という点について言うと、やはり国家に対して自覚的に個人・市場を対置する立場は、歴史的文脈の中では、総て自由主義と言っていいと思います。もちろん、思想内容には大きな相違があるでしょう。スターリン主義も新左翼も同じくマルクス主義でありながら、相違があるのと同様に。これはこれで、彼らの中での内ゲバとしてやってもらえればいいのであって、われわれにとっては、全部同じ根っこから分生した自由主義なのでは？

[*1]新自由主義者たちは個人と市場との対立を視野に入れないで、素朴に国家と個人・市場との対立だけに着目するわけです。ですが、もともと自由主義というのがそういう狭隘な視野に立っているということ、従って現実性の中では徹底することも一貫することも不可能であるということ

次に“新”という点について言うと、ソ連社会主義およびケインズ主義を経験した上での自由主義は総て、危機意識に対する危機意識という点で、“新”と形容されていいと思います。もちろん、この区別は思想の内容によってなされるわけではありません。具体的な歴史的な文脈によってなされるわけです。

“[ism-study.7] On "New Liberalism" etc.” (1999/07/24 22:25) をご覧ください。一言付け加えておくと、もちろん、そのような具体的な歴史的な文脈の相違は思想の内容の相違にも反映するでしょう。

>その現実化といえるのか、いえるともおもえますが。

サッチャー政策、レーガン政策、中曽根政策はどれも、新自由主義政策であるのかどうかわかりませんが、新自由主義思想の現実化ではあるでしょう。なにしろ、これらの政策（特にレーガン政策、中曽根政策）がやっていることがどれほど反自由主義的であって[*1]も、それでもやはり時代の当為は新自由主義であったし（ここには異論の余地があるかもしれませんが）、それらの政策はそのような思想に乗っかっちゃったわけであり、またそのような仕方では思想は現実化することはできませんから。一方では政策の方は正当化を必要と

し、他方では思想の方は現実化を必要としているわけです。但し、われわれにはお馴染みの、現実性剥奪としての現実化です（要するに、ブルジョア社会での現実化です）。なにしろ分裂して、反対物に転回しちゃうんですから。神山さんがおっしゃる通り、新自由主義思想が新自由主義政策としての現実化において経験しなければならないのは、――

>政策としての新自由主義は「本来的な正当性」（私的所有）には無自覚
>で、だらしなく、民営化のような全体論的な公共性をたて、効率性として
>も、徹底されてないでしょう。

ということです。これに対して、“いやそれは現実化ではなかったのだ。新自由主義政策は俺たちを騙したのだ”というのは新自由主義思想の方の感傷的言ひ訳。われわれにとっては、正にこれこそが新自由主義思想の現実化＝現実性剥奪なのだと思います。

[*1] “[ism-study.11] Re^2: On "New Liberalism" etc.” (1999/07/27 17:11) で俺が「その現実化であつたはずの新自由主義政策」というように「はずの」を付けているのは新自由主義政策は現実的には反自由主義政策だったからです。

[ism-study.14] Re: Re ^ 4: On "New Liberalism" etc.

投稿者： 神山 義治
投稿日時： 1999/07/29 14:29:07
修正日時： ——

元発言

表題： [ism-study.13] Re^4: On "New Liberalism" etc.
投稿者： 今井 祐之
投稿日時： 1999/07/28 20:25:35

コメント

コメントはありません。

ISMのみなさん、今日は、神山です。
今井さん、いろいろお答えありがとうございます。

> 正にその通りなのです。進歩主義史観＝客観主義。一つ一つの命題をとって
> みると――あるいはその命題の前提をとってみると――、手放して正しいも
> の、あるいは少なくとも反証不可能なものが多いのです。神山さんもよくご存
> じのように、これに対して反動的左翼の感傷的反論を対置しても勝ち目はあり
> ません。

だいたい、実証主義というのも、1つ1つはごもつともで、反論できないことを言う。単純進歩史観もそうです。ベトナムはアメリカ傀儡の方が経済発展できた可能性がある。はい、そうでございますか。

しかし、全体をとってみると、ようするに、「なるようになる」、この世はお釈迦様が導いてくださっている。こういう理解になります。

反動左翼は太刀打ちできないでしょう。個々の命題は何も語らないがゆえに、それが主張されると、孤立的な対応は、反論不可能に陥ります。

われわれとしては、総体性を捕らえないやつに総体性の把握をいわなきやならないので、考えなきやならないわけです。

> スターリン主義も新左翼も同じくマルクス主義で
> ありながら、相違があるのと同様に。これはこれで、彼らの間での内ゲバとし
> てやってもらえればいいのであって、われわれにとっては、全部同じ根っこか
> ら分生した自由主義なのでは？

> 次に“新”という点について言うと、ソ連社会主義およびケインズ主義を経
> 験した上での自由主義は総て、危機意識に対する危機意識という点で、“新”
> と形容されていいと思います。もちろん、この区別は思想の内容によってな
> されるわけではありません。具体的な歴史的な文脈によってなされるわけです。

思想内容的には、ハイエクの自由論はかなり古典的に思えますが、でもその古典さが古典さであるのも、スターリン主義とケインズ主義の台頭を

眼前に見ているからでしょう。おっしゃるとおり危機意識です。

生産関係の成熟度から、ハイエクを区別できるかもしれません。フリードマンも企業の社会性を眼前に見ているし。各々また、全体主義に転回しますが、ハイエクはイギリス的な伝統、自生秩序、フリードマンはアメリカ的な金融政策に接近する、というように。まあ、これは思いつき半分で冗談交じりですが。そして、ハイエクも単なる孤立的な個人主義一般ではなく（それなら18世紀の市民主義者でいいのです）20世紀の知なので、分裂的なマルクス主義者は、ハイエクもケインズも「モラルサイエンス」で、ハイエクの市場論にとびつくわけです。

>新自由主義政策は現実的には反自由主義政
>策だったからです。

ここがわれわれになじみの生きた矛盾のありようですね。

[ism-study.15] Re^2: On the "Person" etc.

投稿者： 今井 祐之
投稿日時： 1999/08/02 11:57:59
修正日時： ——

元発言

表題： [ism-study.9] Re: On the "Person" etc.
投稿者： 神山 義治
投稿日時： 1999/07/26 20:41:42

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.16] Re^2: On the "Person" etc. [PS]	今井 祐之	1999/08/02 15:14:49
[ism-study.17] Re^3: On the "Person" etc.	神山 義治	1999/08/02 18:53:14
[ism-study.18] Re: Re^2: On the "Person" etc.	神山 義治	1999/08/02 23:12:25
[ism-study.19] Re: On the "Person" etc.	窪西 保人	1999/08/02 23:49:50

えーと、恐らく、殆ど同じことを主張していると思うのです。ただ、俺と神山さんとは用語法（及び問題意識）が若干違うので、議論が今一つかみ合っていないのだと思います。

>法的な人格は、自由な実践的な社会形成主体です。

おっしゃる通りです。ちょっと俺の言い方が曖昧でした。神山さんの用語法に即すと、「自由な自己意識」（俺の用語法では“労働する人格”，あるいは“類的本質”）と言うべきでしょう。これは商品の人格化とは異なって、交換過程で形成されるものではありませんよね？ いかがでしょうか？

従って、俺が“[ism-study.6] On the "Person" etc.”（1999/07/23 07:56）で提起した問題，すなわち，——

>これは人格がペルソナ（仮面）であるのか，実践的な社会
>形成主体であるのかということにも関わってくる。

という問題は，神山さんに即しては「人格が物象の人格化であるのか，それとも『自由な自己意識』であるのか」という風に言い換えた方がいいのでしょうか。（神山さんの場合にも，物象の人格化としての人格と「自由な自己意識」とは区別されるのですよね？）。

さて，神山さんは“[ism-study.9] Re: On the "Person" etc.”（1999/07/26 20:41）の中で法的な人格について次のように述べています。——

>物象が法的な人格を自己の人格化とする
>わけです（商品の人格化）。〔命題1〕

この点が俺にはちょっと解りにくいところなので，ご教示いただければ幸いです。この文を読む限りでは，神山さんの場合には，商品の人格化に先行して法的な人格が形成されているということになります。だって，「物象が」なにがしかを「自己の人格化とする」ためには，なにがしかがその時点以前に形成されていなければならないでしょう。上着を自己の形態にする（等価形態にす

る)ためには、既に上着が既存のもの(観念的なものなのですが)として実存していなければなりません。資本が労働を自己の形態にする(自己の下に包摂する)ためには、既に労働が既存のものとして実存していなければなりません。神山さんの上記命題によると、法的な人格が既存のものとして実存しているからこそ、「物象が法的な人格を自己の人格化とする」わけでしょう。

俺の場合には、既存の人格が法的な人格として妥当するのです。そして、その場合の既存の人格というのが既に商品の人格化としての人格なのです。つまり、相互的承認による私的所有者の発生に先行して、商品の保護者あるいは商品所持者(Warenhüter od. Warenbesitzer)が既に商品の人格化なのです。商談に先行して、生産過程からでてきた瞬間に、商品所持者が商品の人格化としての人格になっているのです。商品所持者は、相互的に承認し合うからこそ人格になるのではなく、人格であるからこそ相互的に承認し得るわけです。

この商品の人格化は既に事実に・経済的にペルソナとして自由に振る舞っています。ここでは、相互的承認は要件ではありません。物象化を経た上では、人格は即自的にペルソナであり、社会的諸関係のアンサンブルなのです。そのような商品の人格化は交換そのものに先行して商談において私的所有者として相互的に承認し合います。ここで、私的所有者が発生しています。相互的承認は既存の人格を私的所有者として形態規定するわけです。

命題1に従って商品の人格化に先行して法的な人格が形成されているとしても、それがどこで形成されたのか、次のような解釈が可能です。——法的な人格は交換過程で形成されたが、まだ現実的には相互的承認をしてない段階で——つまり交換過程での一方的な振る舞いにおいて——形成された。要するに商品の保護者あるいは商品所持者が既に法的な人格である。これに対して、「商品の人格化」は相互的承認時に発生する。

ところで、神山さんは“[ism-study.5] Re: On "Kabunusi Soukai" (OKUMURA Hiroshi)”(1999/07/22 16:31)では次のようにも述べています。

>他人と接触するのは交換であり、ここに私
>的所有者として相互承認しあう。法的規定としての自由、人格は、ここに
>なりたつ。〔命題2〕

ここでは、相互的承認によって初めて法的な人格が形成されるように読めます。それならば、この命題2は命題1とは一致しません。そしてまた、それならば、他ならないこの相互的承認を行う人格は何なのでしょう？

で、例えば命題1を“物象が自由な自己意識”を自己の人格化とするわけです(商品の人格化)”という風書き換えるならば、今度は“法的な人格ではなく、相互的に承認されてもいない‘自由な自己意識’って一体なんなの？‘特別な主体概念’じゃないの？”という廣松さんの問題提起に立ち戻るわけです。

>法的な人格が単なる仮面であるということは、法的な人格の概念に反する
>るので、これは物象的な関係です。自分でないものに操られている人格は
>、人格だが、人格ではありません。

ちょっとペルソナという語の使い方について、俺は説明不足でした。俺の場合には、法的な人格とペルソナとは、物象化を前提する人格という点でも、自由なものとして振る舞っているという点でも同じです[*1]。社会的諸関係のアンサンブルと言い換えても構いません。但し、神山さんがここで主張したいことが、もし“法的な人格は法的な人格に——従って自己自身に——矛盾する”ということであれば、俺の考えと全く同じです。

[*1]俺がペルソナと言うときに念頭に置いているのは、マルクスが用いている Charaktermask という名詞です。——「一般に展開の進展に連れて、われわれは、諸人格の経済的扮装はただ経済的諸関係の人格化であるのに過ぎず、諸人格はこの経済的諸関係の担い手として互いに相対するということを見出すであろう [Wir werden überhaupt im Fortgang der Entwicklung finden, daß die ökonomischen Charaktermasken der Personen nur die Personifikationen der ökonomischen Verhältnisse sind, als deren Träger sie sich gegenüber treten.]」

(KI (2. Auflage), S.114)。「この両局面のどちらでも、商品と貨幣という同じ二つの物象的エレメントが対峙しており、また買い手と売り手という同じ経済的扮装をまとった二人の人格が対峙している [In jeder der beiden Phasen stehn sich dieselben zwei sachlichen Elemente gegenüber, Waare und Geld, --- und zwei Personen in denselben ökonomischen Charaktermasken, ein Käufer und ein Verkäufer.]」(KI (2. Auflage), S.166)。

けれども、上記引用を読む限りでは、神山さんは法的人格とペルソナとを、“操られているもの（不自由なもの）として現れているのか、それとも自由なものとして現れているのか”という基準で、区別しているように思われます（もし誤読であれば申し訳ありません）。俺の考えでは、そもそも法的な人格というのは神山さんがおっしゃるところの「物象的な関係」なのです。交換過程で（しかも交換そのものに先行して商談の中で）承認された人格＝私的所有者。一般的に把握された私的所有者＝法的人格[*1]。従って、――

私的所有者
|
(普遍化)
↓
形式的人格＝抽象的人格
|
(法的妥当)
↓
法的人格[*2]

俺の考えでは、両者の区別は、“商品所持者が事実に（＝「経済的扮装」）当事者として振る舞っていれば既にペルソナであり、法的に（他者の意識に対して、結局のところ相互的承認において）振る舞っていれば既に法的人格であ

る”という点にあるのです。

[*1]「正に交換する個人である法的人格 [der juristischen Person, eben des Individuums des Austauschs]」(Gr, S.169)。

[*2]但し、このような形式的・抽象的人格（端的には私的所有者）が法的人格として法的妥当性を獲得するのは歴史的な過程です。――「最初には交換によって、また交換そのものの中で生じるこの事実上の関係 [=私的所有者としての相互的承認] は、後には契約等々で法的形態を受け取るようになる」(Zu A. W., S.377)。

もちろん、このような法的妥当性は法制度的整備に先行するわけです。――「だから、彼ら [=商品の保護者] は私的所有者として相互的に承認し合わなければならない。この法的関係――その形式は契約である――は、法律的に発展していてもいなくても、経済的関係がそこに反映するところの意志関係であるのに過ぎない。[つまり、] この法的関係または意志関係の内容は、経済的関係そのものによって与えられているのである [Sie [=Warenhüter] müssen sich daher wechselseitig als Privateigentümer anerkennen. Dieß Rechtsverhältniß, dessen Form der Vertrag ist, ob nun legal entwickelt oder nicht, ist nur das Willensverhältniß, worin sich das ökonomische Verhältniß widerspiegelt. Der Inhalt dieses Rechts- oder Willensverhältnisses ist durch das ökonomische Verhältniß selbst gegeben.]」(KI (2. Auflage), S.114)。

なお、このように法的人格の規定は私的所有者としての人格の規定を形式化したものにほかならないわけです

が、正に現代のシステムにおいて自由・平等な人格の規定は交換過程における私的所有者としての人格の規定としてしか必然化されないからこそ、法的人格の方は私的所有者の規定をありとあらゆる行為当事者に普遍的に当て嵌めるしかありません。つまり、私的所有者としての行為当事者だけではなく総ての社会的な行為当事者が事実上、私的所有者になってしまうわけです。すなわち、総ての権利能力と行為能力とをもっている当事者は法的人格として表象されます。

ところが、この普遍化は留まることを知りません。資本主義社会は正に自由な労働者の実存に、すなわち所有剥奪された私的所有者の実存によって成立します。だから、事実上、総ての人間が法的人格として表象される基礎が成立するのです。こうして市民権（市民の権利＝本質的には私的所有権；そして、歴史的には城壁都市の市民の特権として発生した）が事実上、人権（人間の権利）になるまでに至っているわけです。とは言っても、やはり市民権と人権との対立は行為無能力者の場合には現出せざるを得ず、かと言って、市民権が事実上、人権をなしている以上、法律は彼らを法的人格から除外するわけにもいきません。こうして、現代の民法解釈は権利能力と行為能力とを分断し、法的人格の要件から行為能力を除外するわけです。このような法律解釈上のテクニックは市民権と人権との対立の隠蔽に即しては欺瞞ですが、市民権の普遍化という資本主義的生産の傾向に即しては進歩です。

以上、細かく言うと、このように俺は考えています（まだ確信を持ってはいませんが）。但し、余り細かいことはシステム認識の大勢に影響を与えません。ここでは、交換過程に登場する商品所持者たちが、(1)商品の人格化であるということ、(2)正に既に人格であるからこそ、人格として相互的に承認され得るということ、(3)それを通じて（このような回り道を通して）人格とし

て自己を実証するということ——これらの点を、俺の主張のポイントとして確認しておきます。

>自己と対象物との相互承認。

ちょっとよく解らないのですが、恐らく神山さんがここで「相互承認」と言っているのは、俺が労働過程について“自己の対象化（Vergegenständlichung）と対象の自己化（Aneignung）”と言っていることと同じなのだと思うのです。もしそうだとするならば、確かに神山さんが言う「自由な自己意識」（俺の言い方では“労働する人格”あるいは“類的本質”）は、神山さんがここでおっしゃるような意味での「相互承認」によって成立すると言えないことはないのです。けれども、その場合にはその場合で、今度は、労働過程での（神山さんが言うところの）「相互承認」と交換過程での相互的承認との区別という形で、同じ問題——物象化するべき人格と物象の人格化としての人格との区別という問題——が俎上に上ります。

神山さんは嫌って言うほどよくお解りでしょうが、余りこの問題に詳しくない方もいらっしゃるから、論争史的な補足を一言。

マルクスはその学問的営為の初期において類的本質（『経哲草稿』）——あるいは共同本質（『ミル評注』）——という名辞をよく用いています。ところが、ある時点から、彼はこれを全く使わなくなるのです。廣松さんはその時点をズバリ『フォイエルバッハ・テーゼ』に求めるわけです。すなわち、廣松さんによると、その第6テーゼで「その現実性においては、人間の本質は社会的諸関係のアンサンブルである [In seiner [=des menschlichen Wesens]

Wirklichkeit ist es das ensemble der gesellschaftlichen

Verhältnisse]」（Thesen, S.6）と言明したということをして、マルク

スはそれまでの類的本質概念を放棄し、社会的諸関係のアンサンブル概念を選択したということになります。廣松さんによると、類的本質とは特別な主体概念——フォイエルバッハ的な主体、ヒューマンイズムの立場から階級社会の矛盾を隠蔽する虚構の主体——であって、社会的諸関係のアンサンブルとは階級に

属する個人のことになります[*1]。“類的本質などという概念を用いるのはブルジョア的であって、ブルジョアの利益のために階級社会の矛盾を隠蔽するものでしかない。ブルジョア社会は階級社会として完結しているのだから、類的本質の出番はないのだ”というわけです。こうして、廣松さんは、階級的個人から出発して階級的個人に到着するわけです。旅に出て旅をせずに帰ってくるわけです。廣松さんは、資本主義的生産のアナロジーで単純商品流通を把握し、しかるに肝心の資本主義的生産の方は捨象してしまうのです。

[*1]社会的諸関係のアンサンブルについて、廣松さんの説明はこの投稿で俺が行っている説明とは異なるということにご注意ください。俺も階級的個人がアンサンブルであるということは全く否定しないのです。ですが、俺の場合には、それに先行して、単純商品流通で現れる商品・貨幣の人格化が既に現実的にアンサンブルなのです。廣松さんにとっては、単純商品流通はそもそも仮象ですから、結局のところ、商品の人格化が——いかに転倒的であろうともそれでもやはり現実的に——社会的諸関係のアンサンブルであるということは認め難いことなのです。

これは結構重要な問題なのです。第一に、理論的には、この問題は、初期マルクスと後期マルクスとは全然違う（認識論的断絶）のかどうかということに関わっているのです。廣松さんによると、疎外論から物象化論へ、マルクスの理論性格は全く変わってしまったということになります。これが曲者で、廣松さんの場合には、フォイエルバッハ的な本質的主体に無理やりに（頭の中で、哲学者風に）入口を求めているのが疎外論、出口がないのだということをや堂々認めているのが物象化論だということになるのです。

第二に、実践的には、上記の理論の直接的帰結は、資本主義社会には入口がない以上、出口もなく、それを断ち切ることができるのは専ら——宗教的な確信によって悟りを開き、当事者から自分を切り離すことができた（つまり出家することができた）——特権的な天才によって指導された弟子集団だということになるのです（出家者とその弟子！）。“資本主義社会は階級社会である。

個人は階級の一員——社会的諸関係のアンサンブル（と言うのも、廣松さんは単純商品流通の諸表象を単なる仮象として捉えるから）——でしかない。客体の方が完結してしまっているのだから、学制的第三者の指導によって、当事者はこの完結性に対して戦わなければならない。——見えない明日を目指して進め、進め、進め。退路を絶って前進せよ。戦い続けろ、明日はなくても”というわけです。

で、もっと言っちゃおうと、こういう考え方は割と一般的なのですね。一方で“寝て待て”革命論に対して、他方でこのような“闇雲”革命論が対置されているというのが現状ではないでしょうか。だから、廣松さんを批判しようというのは廣松さんのことがにくくてにくくて溜まらないからでは決してなく、今日の社会変革理論に一石を投じたいからなのです。闇雲革命論の方々の理論構造は大体において廣松さんと同じです。まあ、そんなかでマルクスのテキストに即して割と緻密な理論を構築しているのが廣松さんなので、ここでは廣松さんを引き合いに出したわけです。

さて、これまでの投稿で、なんで俺が物象化するべき人格と物象の人格化としての人格との区別という点で神山さんにかみついているのかと言うと、どうにかして物象化するべき人格に類的本質（本源的な社会的関係形成主体）を、また人格の物象化としての人格に社会関係のアンサンブルを割り当てたいからなのです。また、この投稿で、なんで商品所持者としての物象の人格化と私的所有者としての物象の人格化との区別を主張しているのかと言うと、どうにかして、類的本質がわれわれの目の前に現れるプロセスを明らかにしたいからなのです。（どうもうまくいかななくて困っています）。

それでは、神山さん、ISM 研究会の皆さん、俺もよく解っていない（殆ど思い付きで書いている）ところなので、いくらでも批判可能だと思います。どうぞご批判ください。

参考文献

Gr, Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie,

Ökonomisches Manuskripte 1857/58, In: MEGA² II/1.1--1.2.
 KI (2. Auflage), Das Kapital. Kritik der politischen Ökonomie.
 Erster Band. Hamburg 1872, In: MEGA² II/6.
 Thesen, Thesen über Feuerbach, In: MEW, Bd. 3.
 Zu A. W., Randglossen zu Adolph Wagners „Lehrbuch der politischen
 Ökonomie“, In: MEW, Bd. 19.

[ism-study.16] Re²: On the "Person" etc. [PS]

投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/08/02 15:14:49
 修正日時： —

元発言

表題： [ism-study.15] Re²: On the "Person" etc.
 投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/08/02 11:57:59

コメント

コメントはありません。

ちょっと補足です。俺は“[ism-study.15] Re²: On the "Person" etc.”
 (1999/08/02 11:57) の中で、—

>マルクスはその学問的営為の初期において類的本質（『経哲草稿』）——あ
 >るいは共同本質（『ミル評注』）——という名辞をよく用いています。ところ
 >が、ある時点から、彼はこれを全く使わなくなるのです。

と申し上げました。「共同本質」（Gemeinwesen）という言葉それ自体は、例
 えば『経済学批判要綱』にも頻出するのですね。ですが、その場合の用法とい
 うのは、俺の理論構造に即して言うと、あくまでも既に現出してしまった共同
 本質——もっと直接的に言うと、貨幣（もちろん資本としての貨幣も含む）
 ——であって、これから現出するべき共同本質ではないのです。

誤解を招きかねない表現なので、ちょっと補足しておきました。

[ism-study.17] Re³: On the "Person" etc.

投稿者： 神山 義治
 投稿日時： 1999/08/02 18:53:14
 修正日時： —

元発言

表題： [ism-study.15] Re²: On the "Person" etc.
 投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/08/02 11:57:59

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.20] Re ⁴ : On the "Person" etc .(1)	今井 祐之	1999/08/03 12:21:04

今日は、神山です。

皆さん、暑いですが、よろしく。

人格とか物象とか、ちょっと、スコラ的で、現代と関係ないようなこと
 にこだわっているように見えるかもしれませんね。ただ、これも、株式会
 社現象としての資本のシステムの限界、というわれわれの論議の軸芯にと
 っては、さげられないし、マルクス主義だけでなく、現代社会科学の全領
 域の問題、現代知の限界に関わる問題なのです。

しかも、単純な形態ゆえ、難しいところなんです。

人格論は、マルクスの中心ですが、スターリン主義と反スターリン主義
 のアマルガムのあの学会では問題にされていないので、ここでみなさん大
 いに研究しましょう。

今井さんが、今回は、私が微妙ないまわしにしたところ全部を取り上
 げてくださっています。今井さん有難うございます。ちょうど、人格につ
 いてまた投稿しようと思っていたところですのでたすかります。

> えーと、恐らく、殆ど同じことを主張していると思うのです。ただ、俺と神

> 山さんとは用語法（及び問題意識）が若干違うので、議論が今一つかみ合っ
> ていないのだと思います。

私も、問題意識、主張とその根拠、殆ど同じだと思いますね。

ただ、問題意識のずれている個所が、話を入り組ませてしまっているんだと思います。

>>法的な人格は、自由な実践的な社会形成主体です。

>

> おっしゃる通りです。ちょっと俺の言い方が曖昧でした。神山さんの用語法
> に即すと、「自由な自己意識」（俺の用語法では“労働する人格”，あるいは
> “類的本質”）と言うべきでしょう。これは商品の人格化とは異なって、交換
> 過程で形成されるものではありませんよね？ いかがでしょうか？

自由な実践主体一般は、「類的本質」のことです。自由な自己意識は類的本質です。人格としての振舞い一般は、労働する自由な人間の振舞いです。そう考えていいとおもわれます。

ただ、法的、という姿は、交換過程から発生すると考えています。法的な人格は、自由な自己意識ですが、孤立した、限界のある、抽象的な自己意識として発生します。しかし、前近代・共同体には、この形態すらなく、商品生産でも、生産の内部は、隠された世界だし、賃労働を想定しても、それは、人格としてではなく消費材料にすぎません。逆に、出発点は、抽象的なければ、ありえないでしょう。もちろん、それは、国家からの自由とか、選択の自由とか、低い次元の自由で、生産に関知しない隠蔽工作として機能します。ただ、法的、というのは、生まれながらにして、とか、おきてとして、とか、という自然生的な紐帯でなく、抽象的だが、自由で、自覚的な社会形成行為にかかわります。賃労働者階級も、この形態を持たなかったら困るんです。もたなかったら始まりません（あたりまえですが）。自由な労働する人間の、姿として、もたなかったら、その抽象性すら乗り越えられません。物象の批判も、対抗軸を失うでしょう。物象である労働者を即座に人間として解放せよ、という観点から近代の自覚性を捨てる、のではなく、労働者の、ラディカルでオープンな民主主義こそが、

民主主義の欺瞞性、抽象性、ブルジョア性の批判でしょう。別に流通的幻想ではないことは分っていただけだと思います。民法も知らないで（私も対して知りませんが）解放を、ではない、ということでしょうか。常識批判は常識そのものを捨てることではありませんよね。

自由な自己意識という言葉は、近代の哲学する自己意識（抽象的に自由だが、対象から完全に疎外されている）も、近代の社会形成する自己意識（政治解放された自由な自己意識）も、対象を産出する労働する自己意識に環帰する。人間解放は、政治解放を前提し、その抽象性の乗り越えである。

こんな問題意識から、自由な自己意識という言葉で労働する個人に通底する言葉として使ってみました。わかりにくかったですか。類的本質も、こういう対象の再獲得をしめす、だいたい同じ概念でしょう。

> 従って、俺が“[ism-study.6] On the "Person" etc.”（1999/07/23
> 07:56）で提起した問題、すなわち、——

>

>>これは人格がペルソナ（仮面）であるのか、実践的な社会
>>形成主体であるのかということにも関わってくる。

>

> という問題は、神山さんに即しては「人格が物象の人格化であるのか、それとも『自由な自己意識』であるのか」という風に言い換えた方がいいのでしょうか。（神山さんの場合にも、物象の人格化としての人格と「自由な自己意識」とは区別されるのですよね？）

ええ、区別しているつもりです。

> さて、神山さんは“[ism-study.9] Re: On the "Person" etc.”
> （1999/07/26 20:41）の中で法的な人格について次のように述べています。——

>

>>物象が法的な人格を自己の人格化とする
>>わけです（商品の人格化）。〔命題1〕

>

> この点が俺にはちょっと解りにくいところなので、ご教示いただければ幸いです
 > す。この文を読む限りでは、神山さんの場合には、商品の人格化に先行して法
 > 的な人格が形成されているということになります。だって、「物象が」なにが
 > しかを「自己の人格化とする」ためには、なにがしかがその時点以前に形成さ
 > れていなければならないでしょう。上着を自己の形態にする（等価形態にす
 > る）ためには、既に上着が既存のもの（観念的なものなのですが）として実存
 > していなければなりません。

命題1は、株式会社を考えると、全部既存の法的人格が、資本の役割、
 仮面に嵌りこめばいい、ことをも含んでイメージしました。

もちろん、一対一の原始的交換の場面で、法的人格の形成が、裏から見
 て、同時に、交換物の人格化です。

ただし、交換の発展は、法的人格を交換から分離してしまいます。そう
 でなければ、商品論から資本論に移って、「対立」にまでいきません。こ
 れをイメージしてみたのです。それから、問題意識としては、法的人格が
 、物象が運動する際の、無抵抗なコードではなくて、物象に対して、
 frei で、偶有的な、抽象性における実在する自由な人格だということ。

> 俺の場合には、既存の人格が法的人格として妥当するのです。そして、その
 > 場合の既存の人格というのが既に商品の人格化としての人格なのです。つま
 > り、相互的承認による私的所有者の発生に先行して、商品の保護者あるいは商
 > 品所持者（Warenhüter od. Warenbesitzer）が既に商品の人格化なので
 > す。商談に先行して、生産過程からでてきた瞬間に、商品所持者が商品の人格
 > 化としての人格になっているのです。商品所持者は、相互的に承認し合うから
 > こそ人格になるのではなく、人格であるからこそ相互的に承認し得るわけで
 > す。

> この商品の人格化は既に事実的・経済的にペルソナとして自由に振る舞って
 > います。ここでは、相互的承認は要件ではありません。物象化を経た上では、
 > 人格は即自的にペルソナであり、社会的諸関係のアンサンブルなのです。その
 > ような商品の人格化は交換そのものに先行して商談において私的所有者として
 > 相互的に承認し合います。ここで、私的所有者が発生しています。相互的承認
 > は既存の人格を私的所有者として形態規定するわけです。

> 命題1に従って商品の人格化に先行して法的な人格が形成されているとして
 > も、それがどこで形成されたのか、次のような解釈が可能です。——法的人格
 > は交換過程で形成されたが、まだ現実的には相互的承認をしてない段階で——
 > つまり交換過程での一方的な振る舞いにおいて——形成された。要するに商品
 > の保護者あるいは商品所持者が既に法的人格である。これに対して、「商品の
 > 人格化」は相互的承認時に発生する。

ここは私には難しいですね。

今井さんは、生産過程から出てきた商品所持者、商品の「番人」が、商
 品の人格化で、法的契機を含まずに、相互承認を含まずに、人格で、それ
 が先にあつて...、というふうに把握されていらっしやる、と理解してよい
 でしょうか。法に先行する経済的人格化のような関係をお考えですか。そ
 の場合、「人格」とは何ゆえ、「人格」であるということになるのでしょ
 うか。

うーん、私は、“生産においては、孤立的でかつ社会的であるが
 ゆえに、生産が社会的に媒介されていないから、人格的な関係ではなく、
 物象的に媒介される。物象が主体化する。しかし、物象は人格化しなければ
 媒介されないが、私的生産者が交換者として人格として振舞いことを介
 してこれを実現する。彼の行動は物象の行動に転換され、物象の行動は彼
 の行動である。生産の中にあらかじめ人格があるわけではない”と単純に
 考えてましたが。ややこしいのは、私的生産者そのものが実在するわけ
 ではなくて、直接に交換者として自己規定することです。

今井さんもうんざりするほど読まれた交換過程論の冒頭は言います。

これから市場に行く商品番人・所持者(besitzer)は、物(Ding)を支配す
 る人間(Mensch)である、これらの「物を商品として互いに関連させるため
 には、物を自己の意思のもとに置く「人格(Person)として互いに相対
 しなければならない」と。で、「意思行為」「私的所有者としての相互承
 認」「法的関係」が、商品の媒介としてできます。

私は、私的生産が、この局面を指定するので、これらの物象、人格、意
 思、法、私的所有、はワンセットで考えてましたので、今井さんのよう
 に、細かい関係や、後と先という関連は、考えたことがなく、よく分らない
 ので、ご教示いただければ幸いです。私的生産が、この局面を指定する（

ちなみに「物象の人格化と人格の物象化という対立」この点から理解できそうですがよく分かりません)。局面だけ見ると、循環的だし、交換自体が自立的な能動性があるのではなく、私的生産という生産の姿の、姿として、この局面は指図されている。しかし、私的生産とは想定されているもので、私的交換として実現されている。人格にこだわると、これがややこしいですね。私的生産者も、交換を予定して行動し、交換が私的生産の姿なので、直接には、私的所有者として人格交流すると考えて、区別はあまり考えたことがないんです。「自己と対象物との相互承認」ですが、私的生産者は、これすら否定されています。自己と対象は魂の関連がありません。彼は交換者として実現され、交換で交換物の自己疎外が実現します（「私的所有者」「自己の排他的占有によって自己の人格性を確認する排他的占有者」としての「私的所有そのものの外化」(ミル評註)）。

>>法的な人格が単なる仮面であるということは、法的な人格の概念に反す
>>るので、これは物象的な関係です。自分でないものに操られている人格は
>>人格だが、人格ではありません。

>
> ちょっとペルソナという語の使い方について、俺は説明不足でした。俺の場合には、法的な人格とペルソナとは、物象化を前提する人格という点でも、自由なものとして振る舞っているという点でも同じです[*1]。社会的諸関係のアンサンブルと言ひ換えても構いません。

単なる仮面、操り人形ではないんですね。

>但し、神山さんがここで主張したいことが、もし“法的な人格は法的な人格に——従って自己自身に——矛盾する”というものであれば、俺の考えと全く同じです。

そういう意味です。

> [*1]俺がペルソナと言うときに念頭に置いているのは、
> マルクスが用いている Charaktermask という名詞です。

経済的扮装は、重要ですね。私は、物象の媒介の必然的な位置価値におかれたものというふうにおもっています。

> 。俺の考えでは、そもそも法的な人格
> というのは神山さんがおっしゃるところの「物象的な関係」なのです。

私は、これはさっきの引用の「矛盾」においてとらえてますが、まずは、法的な人格は法的な人格というように捕らえています。もちろん、今井さんが、法的な人格を低い位置づけに貶める、という議論ではなく、リアルな批判認識において把握することは、私と同じです。法的な人格の欺瞞性と、普遍化の進歩性。

今日はここまでとします。

私の発言は、今井さんと似通ってますので、どなたか、素朴な疑問でも何なりと、発言してくれたら、うれしいです。

[ism-study.18] Re: Re ^ 2: On the "Person" etc.

投稿者： 神山 義治
投稿日時： 1999/08/02 23:12:25
修正日時： —

元発言

表題： [ism-study.15] Re^2: On the "Person" etc.
投稿者： 今井 祐之
投稿日時： 1999/08/02 11:57:59

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.22] Re^4: On the "Person" etc. (2)	今井 祐之	1999/08/03 14:22:23

神山です。
また補足です。

今井さんの発言のすべてにコメントできなくてすみません。
広松問題、共同本質のこと、すっごく面白いんですが、頭を整理したら発言させてください。

私は、[ism-study.17]で、

- > 自由な自己意識という言葉は、近代の哲学する自己意識（抽象的に自由
- > だが、対象から完全に疎外されている）も、近代の社会形成する自己意識
- > （政治解放された自由な自己意識）も、対象を産出する労働する自己意識
- > に環帰する。人間解放は、政治解放を前提し、その抽象性の乗り越えである。
- > こんな問題意識から、自由な自己意識という言葉で労働する個人に通
- > 底する言葉として使ってみました。わかりにくかったですか。類的
- > 本質も、こういう対象の再獲得をしめす、だいたい同じ概念でしょう。

なんて筆を滑らせてますが、対象から、疎外された抽象的な、自由な自己意識の個別性、直接的自己が形成されること、対象から疎外されなきゃ自由な自己意識の形式すら形成されないのだということ、疎外されるがゆえに、知的に疎外された自己意識は、逆に科学という知的普遍性を形成し、実践的に疎外された自己意識は、社会的生産の普遍性を形成する。（ここから先は混乱する危険があるので興味のある方は私の以前の発言見てください）。これは、類的本質の疎外、という用語でも述べることはできません。

、ま、意識なんて言葉を使うと意識先にありき、みたいなので、こういいます。労働は媒介的だが、その媒介性を完成させるには、媒介性が完成していないのだから、媒介的であるがゆえに疎外されるという仕方になる。社会が未完である以上、個別と普遍の両契機はいったん孤立化されて対立の中で鍛えられて、再結合する。人類は、社会ができてない以上、自由な自己意識の理性的対話で社会をつくるのではなく、金（実体）の力で

つくってしまうのだ、他方、連関、トータリティを金に任せることで、自由な意識の形態も孤立化して分岐するのだ。この意識に対して、実体が資本として現象している構図。こんな大雑把な見取図で発言したので、今井さんの問題意識とずれが生じてました。

私的生産の関係が非人格的に媒介され・物象化し、物象が主体化し、人格を規定し、人格が物象的に行為する、私的生産がワンセットで交換の人格=物象の循環圏を指定している、と述べたのは、じつは、おととい、宮田さんと私の研究室でしゃべったことをヒントにしています。また混乱を招くいいかたかな。

（宮田さん、宿探し手伝ってって>尾崎君）

- > [*2]但し、このような形式的・抽象的人格（端的には私
- > 的所有者）が法的人格として法的妥当性を獲得するのは
- > 歴史的な過程です。——「最初には交換によって、また
- > 交換そのものの中で生じるこの事実上の関係 [=私的所
- > 有者としての相互的承認] は、後には契約等々で法的形
- > 態を受け取るようになる」（Zu A. W., S.377）。

「この事実上の関係」は文字通りの事実上の関係なのかなあ、とおもいます。「私的所有者としての相互的承認」なら、それ自体法的な、非共同体的、非自然発生的、非人格依存的な振舞い、共同体を想定しない自由な振舞い方（私的生産の私的交換としての振舞い）だとおもわれますから。まあ、共同体と共同体のあいだの、砂漠で行われた、言語の違う者たちの、無言の合意は、確かに、法的に整備され得ませんが。今の思いつきですが、「後には契約等々で」との対比で、「事実上」といわれているのではないのでしょうか。「このような形式的・抽象的人格（端的には私的所有者）が法的人格として法的妥当性を獲得するのは歴史的な過程です。」形態化、整備、はそのとおりだと思います。

- > なお、このように法的人格の規定は私的所有者として

> の人格の規定を形式化したものにほかならないわけです

抽象的人格・私的所有者、法的人格・法的妥当性、法制度的整備、を区別してのですね。

> 「だから、彼ら [=商品の保護
> 者] は私的所有者として相互的に承認し合わなければなら
> ない。この法的関係——その形式は契約である——
> は、法的に発展していてもいなくても、経済的關係が
> そこに反映するところの意志関係であるのに過ぎない。
> [つまり、] この法的関係または意志関係の内容は、経
> 済的關係そのものによって与えられているのである

これは重要！

どなたか、議論の整理、疑問、あったら遠慮なくどうぞ。

[ism-study.19] Re: On the "Person" etc.

投稿者： 窪西 保人
投稿日時： 1999/08/02 23:49:50
修正日時： ——

元発言

表題： [ism-study.15] Re^2: On the "Person" etc.
投稿者： 今井 祐之
投稿日時： 1999/08/02 11:57:59

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.21] Re: On Labor Power, HIROMATU etc.	今井 祐之	1999/08/03 12:51:24

[ism-study.23] Re: On the "Person" etc.	神山 義治	1999/08/03 14:52:22
---	-------	---------------------

議論の最中におじゃましてすみません。自分でも何を言ってるのかよく分かってないので、意味不明なばあいは無視してください。

> 「自由な自己意識」（俺の用語法では“労働する人格”，あるいは
> “類の本質”）と言うべきでしょう。これは商品の人格化とは異なって、交換
> 過程で形成されるものではありませんよね？

このばあいの「人格」とはようするに労働能力のことだと考えてよいのでしょうか？ よく分かりません。

労働者は目的意識的にモノをつくりますが、（われわれの社会においては）目的意識的に社会をつくらないわけではいいですね。社会関係を形成すべく運動せざるをえないようなモノをつくることによって、無意識的に社会を形成しているというか。

無人島の労働は社会をつくらないのであって、労働が社会を形成するためには、生産者がある一定の社会的分業の体制のもとで働いていることが前提になりますね。商品生産社会のもとでは、労働の社会性はモノの社会性として、（他人あての使用価値であるという）使用価値の社会的性格と、抽象的労働の支出としての性格の2面で現われるわけですけども。

広松理論を批判するばあい、ペルソナにたいする「労働する人格」の先行性ととも、ペルソナの世界の非完結性を言うことが必要だとも思います。広松理論のばあい、価値実体論で抽象的労働の対象化をマルクスが言っているのはいわば前振り（あとで“錯視”であったことが分かるような前振り）であって、商談になると価値が消えてしまい、労働論というハシゴを外してペルソナの世界がひとりだけでぐるぐる回りしてしまうわけですね。

[ism-study.20] Re ^ 4: On the "Person" etc .(1)

投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/08/03 12:21:04
 修正日時： —

元発言

表題： [ism-study.17] Re^3: On the "Person" etc.
 投稿者： 神山 義治
 投稿日時： 1999/08/02 18:53:14

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.26] Re:	神山 義治	1999/08/04 20:42:37
[ism-study.27] Re:	神山 義治	1999/08/04 21:12:24

神山さん、ISM 研究会の皆さん、今井です。どうも神山さんのように広い視野に立つのは苦手なもので、“バカな奴だ”と見捨てないで、もう少しのあいだ細かい議論にお付き合いください。

えーと、(1)まず、ここでの論点を確認しておきます。——論点は商品所持者が人格であるのかどうかということです。(2)次に、この対立点に対する俺の解答を明示しておきます。——俺の考えでは、商品所持者は交換過程に出てきた時に既に人格です。(3)最後に、このような論点にしがみついた俺の問題意識を明示しておきます。——相互的承認のプロセスを明確にしたいからです。商品の人格化（またその限りで人格）だから相互的に承認することができるのか、それとも相互的承認したから初めて商品の人格化になったのか。

それでは、上記(2)についての神山さんの見解の確認です。

>もちろん、一対一の原始的交換の場面で、法的人格の形成が、裏から見
 >て、同時に、交換物の人格化です。

法的人格は相互的承認によって措定されるのですよね？ そうだとすると、神山さんの場合には、商品の人格化は相互的承認によって初めて措定される（交換過程に登場しただけでは商品所持者はまだ商品の人格化になっていない）ということになります。これで、対立点がハッキリしたのではないでしょ

うか?>>ALL

では、次に、誤解の訂正を。

>>>物象が法的な人格を自己の人格化とする

>>>わけです（商品の人格化）。〔命題1〕

〔中略〕

> 命題1は、株式会社を考えると、全部既存の法的人格が、資本の役割、
 >仮面に嵌りこめばいい、ことをも含んでイメージしました。

了解いたしました。これは俺の誤読だったようです。俺は上記命題の中の「商品の人格化」という箇所につっ掛かってしまい、「物象」＝商品と考えてしまい、上記命題は交換過程について述べられたものと誤解していました。でも、神山さんは実際には「商品の人格化」ではなく、資本の人格化を想定していたのですね。どうも失礼いたしました。

それでは、いよいよ本題のコメントに入ります。

>今井さんは、生産過程から出てきた商品所持者、商品の「番人」が、商
 >品の人格化で、法的契機を含まずに、相互承認を含まずに、人格で、それ
 >が先にあつて...、というふうに把握されていらっしやる、と理解してよい
 >でしょうか。

正におっしゃる通りです。

>法に先行する経済的人格化のような関係をお考えですか。そ
 >の場合、「人格」とは何ゆえ、「人格」であるということになるのでしょ
 >うか。

物象の人格化であるが故。——ということではご満足頂けないでしょうね。要するに、一方では社会を形成する一般的な実践的主体（相互的承認において他の人格を承認することができる個人）であり、他方では自分で責任を負うことができる個別的な自覚的個性（意志と意識を持ち自ら責任を負って自立的・独立的に行為することができる個人）であるからです。そのようなものと

して承認されようといまいとも……。商品所持者は、相互的に承認される前から、交換過程ではそのように振る舞っているのではないのでしょうか？ そもそも交換過程で相互的に承認し合うことができるということ自体、自由な社会形成主体であるということを示していると考えたわけです（赤ん坊は人間ですが、人格として交換過程で相互的に承認し合うことはできません）。

商品所持者は物とのクローズドな関係においては人間でしかありませんが、オープンな交換過程ではどのように振る舞うのでしょうか？ 単なる人間として振る舞うのでしょうか？ 商品所持者は商談する前に、先ず商談相手を捜します。この時に、彼はどのように振る舞っているのでしょうか？ 商品の人格的な担い手として振る舞っているわけではありませんか？ それとも、商品の人格的担い手は商品の人格化ではないのでしょうか？

[*1]これまでの議論で俺が述べていることは、マルクスが明確にしていないことだと、俺は考えています。そして、俺が考えていることが、マルクスが考えていることと同じであるのか、俺にはよく解りませんし、まあどうでもいいことです。問題は解釈論ではなく、システム把握ですから……。但し、俺の問題意識はマルクスのテキストから離れてはあり得ないから、一応、俺の問題意識とマルクスのテキストとの関連を明示するのがフェアでしょう。

(1)貨幣所持者が貨幣の人格化であるということについては、マルクスはこれを明示しています。——「貨幣所持者、または貨幣——と言うのも、いまのところ〔＝貨幣の資本への転化では〕貨幣所持者はわれわれにとっては、経済的過程そのものにおいては単に貨幣の人格化であるのに過ぎないからである——〔der Geldbesitzer --- oder das Geld, denn einstweilen ist der erstere uns in dem ökonomischen Process selbst nur die Personification des letzteren ---〕」（Urtext, S.91）。

(2)商品所持者については、それが商品の人格化であ

るということを明示したマルクスのテキストはありません。但し、マルクスは次のように述べています。——第一に、『経済学批判』の移行規定：「それ〔＝交換過程〕は互いに独立的な諸個人が入り込む社会的過程であるが、しかし彼らがこの過程に入り込むのはただ商品所持者としてのみである。互いに対する彼らの相互的定在は彼らの諸商品の定在であり、こうして彼らが現れるのは、事実上、ただ交換過程の意識的な担い手としてのみである〔Es ist dies〔=der Austauschproceß〕 gesellschaftlicher Proceß, den die von einander unabhängigen Individuen eingehen, aber sie gehen ihn nur ein als Waarenbesitzer; ihr wechselseitiges Dasein für einander ist das Dasein ihrer Waaren, und so erscheinen sie in der That nur als bewußte Träger des Austauschprocesses〕（Kritik, S.120）。第二に、『資本論』の相互的承認論：「ここでは、一方の人間は他方の人間に対してただ商品の代表者としてのみ、それ故にまたただ商品所持者としてのみ実存する。一般に展開の進展に連れて、われわれは、諸人格の経済的扮装はただ経済的諸関係の人格化であるのに過ぎず、諸人格はこの経済的諸関係の担い手として互いに相対するということを見出すであろう〔Die Personen existiren hier nur für einander als Repräsentanten von Waare und daher als Waarenbesitzer. Wir werden überhaupt im Fortgang der Entwicklung finden, daß die ökonomischen Charaktermasken der Personen nur die Personifikationen der ökonomischen Verhältnisse sind, als deren Träger sie sich gegenüber treten〕」（KI (2. Auflage), S.114）。移行規定では、交換過程に「入り込む〔eingehen〕」商品所持者が「交換過程の

意識的な担い手」であると規定されているように思われます。俺は、移行規定から引用されているこの「意識的な担い手」は、相互的承認論から引用されている「相対する」(gegenübertreten)「経済的諸関係の担い手」と同様に「諸人格の経済的扮装」(ペルソナ!)、「経済的諸関係の人格化」であると考えられます。

(3)資本家が資本の人格化であり、労働者が労働力商品の人格化であるということを明示するテキストはくさるほどありますが、なにしろ単純な商品流通では資本家と労働者とは買い手(貨幣所持者)と売り手(商品所持者)として相対するのであるから、これを引用してしまつたらルール違反なので引用しません。但し、もし「相互的承認によって措定される私的所有者」=“物象の人格化”と考えてしまったら、資本の人格化とか労働力商品の人格化とかが神山さんの理論体系においてどのように位置づくのかご教示いただければ幸いです。なにしろ、破綻していない関係を想定する限りでは(つまり『資本論』の貨幣の資本への転化においては)、交換過程では、資本家と労働者とは、貨幣所持者および商品所持者という規定性で私的所有者として相互的に承認し合うとは言つても、資本の人格化および労働の人格化という規定性で私的所有者として相互的に承認し合うわけではないのですから……。俺の場合には、意志と意識とが与えられた物象が既に物象の人格化ですから、当然に労働者は労働力商品の人格化、資本家は資本の人格化ということになります。

>これから市場に行く商品番人・所持者(besitzer)は、物(Ding)を支配する人間(Mensch)である、これらの「物を商品として互いに関連させるため>には、物を自己の意思のもとに置く「人格(Person)として互いに相対>しなければならない」と。で、「意思行為」「私的所有者としての相互承認」「法的関係」が、商品の媒介としてでできます。

一応、確認しておきますと、別に交換過程の真つ只中でも、所持者と商品とのクローズドな関係を見るならば、そこでは常に人間と物との関係が成立しているのですよね?[*1]。あくまでも物象の人格化というのは社会に対して公開された(オープンな)姿態です。だから、(交換過程でのオープンな場面での)商品所持者=ペルソナ=社会的諸関係のアンサンブル=物象の人格化——と俺は考えるわけです。で、神山さんの「物を自己の意思のもとに置く「人格(Person) [.....]」」はどこで成立しているのでしょうか? 少なくとも「物を自己の意思のもとに置く」のは相互的承認に先行していますよね?

[*1]但し、ここでの人間というのは、あくまでも商品の人格化としての商品所持者の素材的な側面(五感を持っており、商品を手籠めにすることができるような側面)であると、俺は考えます(人格の素材的・人間的側面)。これに対して、交換過程における商品所持者のオープンな振る舞いが考察される時には——特に、相互的承認が規定された以降に商品所持者が取り扱われる時には——、主に商品所持者の社会的な側面が問題になっているわけです(人格の社会的・人格的側面)。例えば、——「わが商品所持者たちは、当惑してファウストのように考え込む。始めに行いありき。だから、彼らは考える前に既に行動していた〔=商っていた〕のである。商品本性〔=商品自然〕の諸法則は商品所持者の自然本能において発現したのである〔In ihrer Verlegenheit denken unsre Waarenbesitzer wie Faust. Im Anfang war die That. Sie haben daher schon gehandelt, bevor sie gedacht haben. Die Gesetze der Waarennatur bethätigen sich im Naturinstinkt der Waarenbesitzer〕」(KI (2. Auflage), S.115)。

>物象、人格、意
>思、法、私的所有、はワンセットで考えてました

物象と人格・意思・法・私的所有とがワンセットだというのは神山さんの主張に即してもやや解りにくいところではありますが、いずれにせよ俺の場合には上の諸規定はワンセットではなく、発生的な関連にあります。誤解を避けるために確認しておく、その根幹は、大雑把に言うとも[*1]、――

物象

↓

意志→物象の人格化としての人格（＝意志と意識とが与えられた物象）

↓

意志関係・法的関係→私的所有者（＝意志関係において自己を実証する人格）

ということですが。

[*1]俺は“[ism-study.15] Re^2: On the "Person"

etc.”（1999/08/02 11:57）の中で、私的所有者と抽象的・形式的人格と法的人格とを区別しましたが、ここでは、まあ、どうでもいいこととしてこれを捨象します。何故ならば、神山さんと俺との基本的な対立点は、意志と意識とが与えられた商品である商品所持者が物象の人格化であるのかどうかということにあるからです。

その場合にポイントになるのは、何故に商品所持者たちは人格として相互的に承認することができるのか、人格であるからなのか、そうではないのか、ということなのです。（神山さんは俺が問題にしていることなど重々ご承知のことだと思います。ですが、繰り返しになりますが、こういう問題に余り詳しくない方もいらっしゃるかもしれませんので何度でも確認いたします。お許しください>>神山さん）。

>単なる仮面、操り人形ではないんですね。

仮面だけでも操り人形ではないということでしょうか。だって、仮面をか

ぶっているのは――そして自由意志で仮面をかぶる決意をしたのは――自分自身なのだから。

>経済的扮装は、重要ですね。私は、物象の媒介の必然的な位置値におかれ
>たものというふうにおもっています。

おっしゃる通り、重要だと思います。言葉の使い方のつまらない違いで議論がすれ違ってしてしまうのはよくないので、俺の用語法を明示しておきます。俺の用語法では、「経済的扮装」はすなわちペルソナであり、交換過程に現れた商品所持者・貨幣所持者のことです。で、上に述べたように、商品所持者・貨幣所持者は交換過程（＝オープンな社会）に出てきた瞬間に既に物象の人格化なのです。

ここがちょっと俺と神山さんとで違うところなのではないでしょうか。恐らく神山さんにとっては、まだ法的ではないような経済的な扮装はまだ物象の人格化としての人格ではないのだと思います。

「物象の媒介」というのは人格的な媒介のことですよね？ それならば、この「位置値」というのも俺と神山さんとの間でちょっと違うのかもしれない。俺の場合には、相互的承認すべき人格――相互的承認によって措定された人格ではなく――という「位置値」なのです。

参考文献

KI (2. Auflage), Das Kapital. Kritik der politischen Ökonomie.

Erster Band. Hamburg 1872, In: MEGA^2 II/6.

Kritik, Zur Kritik der politischen Ökonomie. Erstes Heft,

Ökonomische Manuskripte und Schriften 1858--1861, In: MEGA^2 II/2.

Urtext, Zur Kritik der politischen Ökonomie. Urtext,

Ökonomische Manuskripte und Schriften 1858--1861, In: MEGA^2 II/2.